

## 障害保健福祉関係主管課長会議日程

平成17年7月22日（金）

於 東京會館12階ロイヤルルーム

区 分	時 間	時 間 帯
（受 付）	（30）	（ 9：30～10：00）
障害保健福祉部長挨拶	10	10：00～10：10
① 障害福祉サービスの 利用者負担について （障害福祉課）	120	10：10～12：10
② 心神喪失者等医療観察法の 施行について （医療観察法医療体制整備推進室）	10	12：10～12：20
（昼 食・ 質問票回収（13：00まで）	（60）	（12：20～13：20）
③ 障害者自立支援法案の審議 状況について （障害保健福祉改革推進室）	30	13：20～13：50
④ 質疑応答	60	13：50～14：50

# 障害保健福祉関係主管課長会議

(平成17年7月22日)

## 資料一覧

- 資料1-1 障害福祉サービスに係る利用者負担について
- 1-2 利用者負担の見直し
- 1-参考① 利用者負担のフローチャート
- 1-参考② パンフレット案
  
- 資料2 心神喪失者等医療観察法の施行について
  
- 資料3-1 障害者自立支援法案の審議状況（衆議院）
- 資料3-2 障害者自立支援法案に対する修正案要綱
- 資料3-3 障害者自立支援法案に対する附帯決議
- 資料3-4 衆議院厚生労働委員会において与党より確認的に行われた質問及びそれに対する答弁

# 障害福祉サービスに係る利用者負担について

平成17年7月22日 障害保健福祉部

# 障害福祉サービスに係る利用者負担の見直しの考え方

## － 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担 －

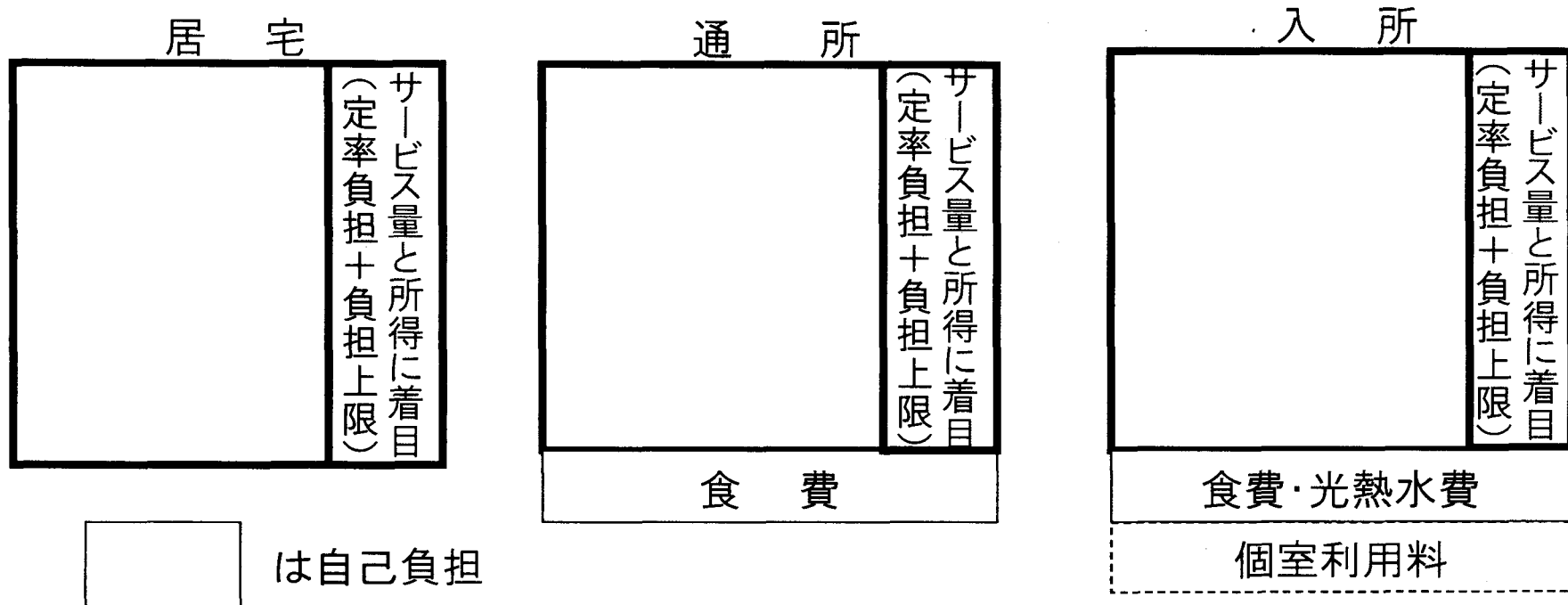
(居宅、通所)

○ 応能負担(現在の平均負担率約1%) → 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担

(入所)

○ 応能負担(現在の平均負担率約10%) → 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担

負担能力の乏しい者については、経過措置も含め負担軽減措置を講ずる。



この他、医療費・日用品費は自己負担

※精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したのから対象となる。

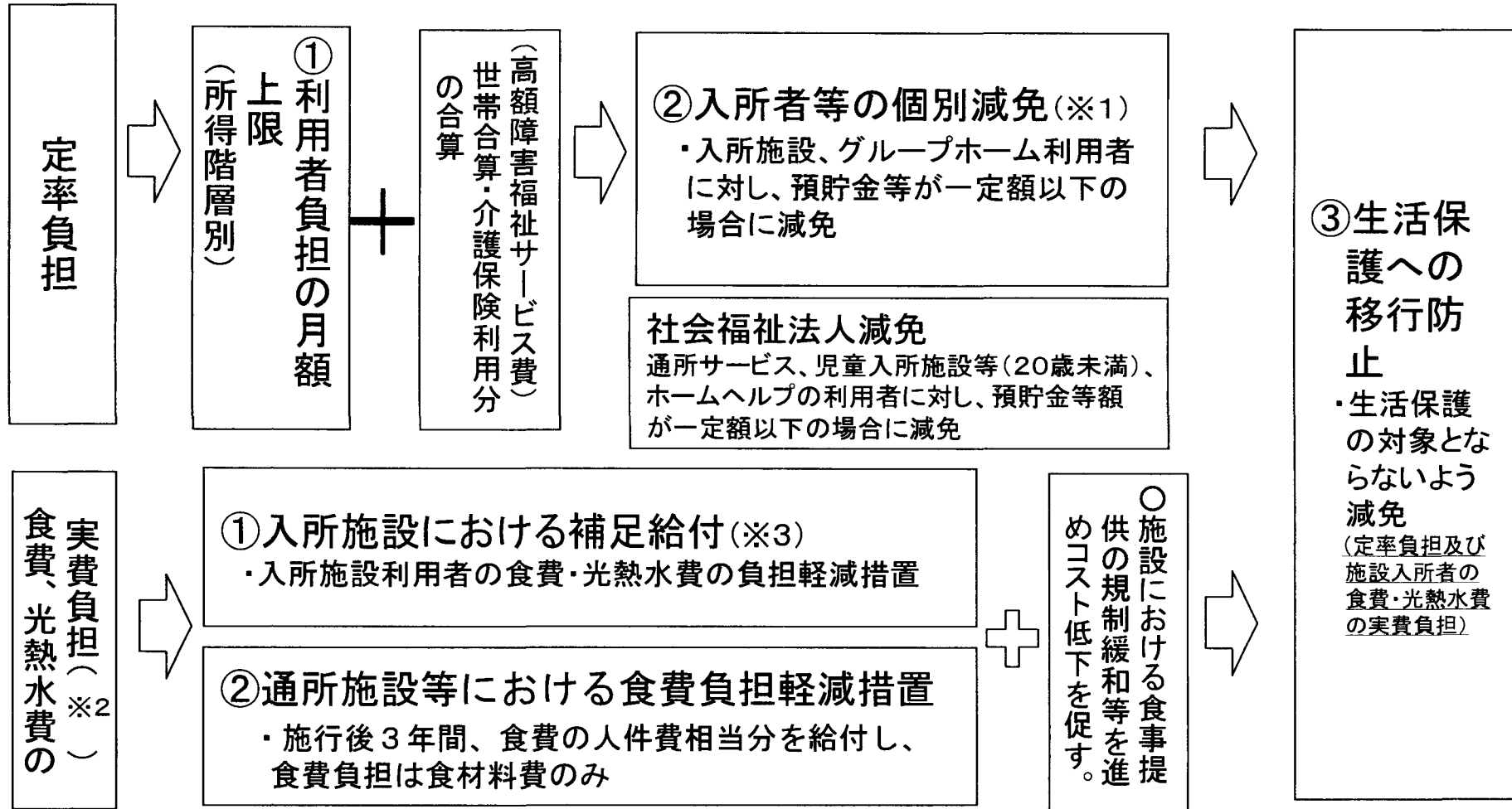
# 各入所施設に係る負担（給付対象）の見直し

	人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費
身体	給付対象(応能負担)		実費負担
知的	給付対象(応能負担)		
精神	給付対象(負担なし)	実費負担	



	人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費
3障害	給付対象(定率)	実費負担(補足給付)	実費負担

# 利用者負担に係る配慮措置

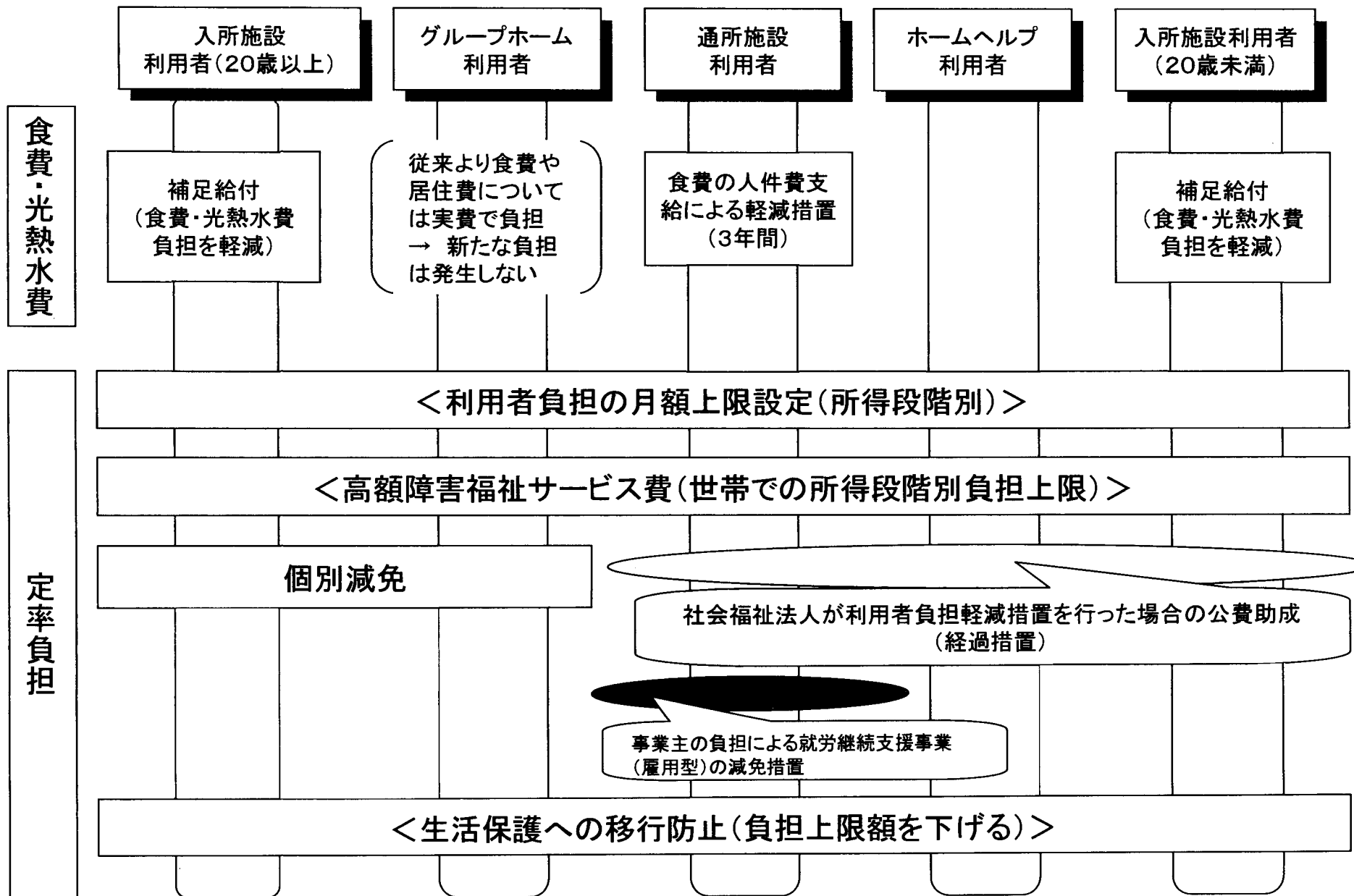


※1 施行後3年間実施(継続の必要性については実態調査に基づき再検討)

※2 特に栄養管理等が必要な者については、平成18年10月の新施設・事業体系の報酬設定の際に別途評価方法を検討。

※3 入所施設における食費等に係る実際のコスト等を調査し、その結果を補足給付の基準額に反映。

# 利用者負担に関する配慮措置



# (定率負担に係る措置①) 利用者負担の月額上限措置について

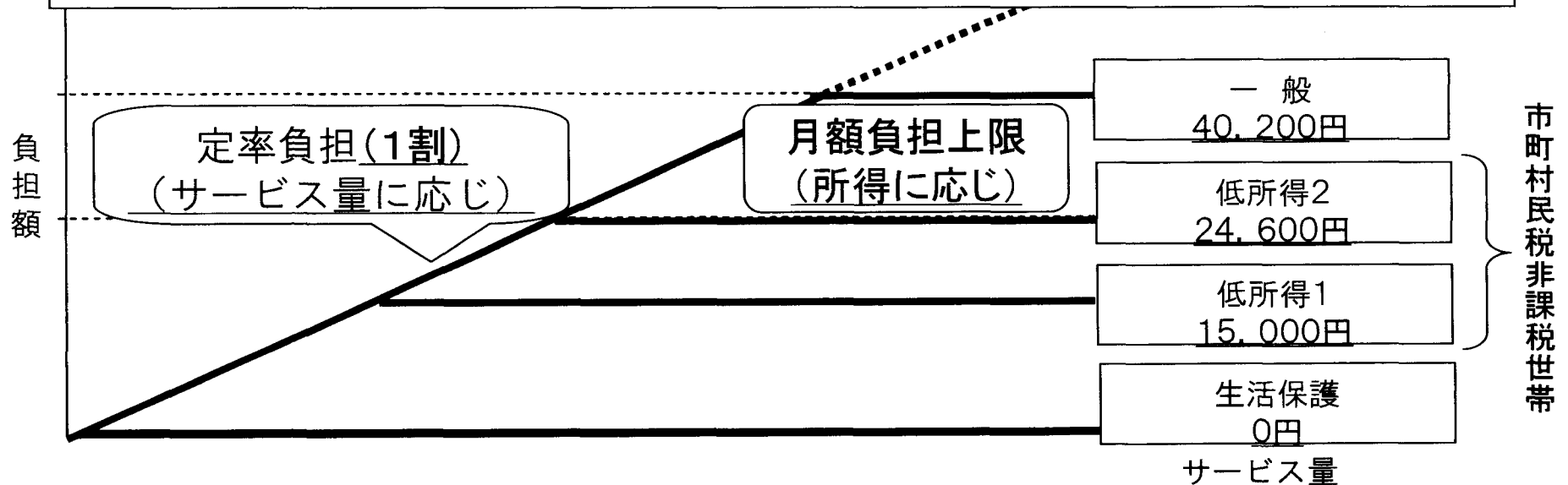
利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の4区分に設定

→7ページのとおりに見直し

- ①生活保護：生活保護世帯に属する者
- ②低所得1：市町村民税均等割非課税世帯であって世帯主及び世帯員のいずれも収入が80万円（障害基礎年金2級相当）以下である世帯に属する者

→8ページのとおりに見直し

- ③低所得2：市町村民税均等割非課税である世帯に属する者  
→ 障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。
- ④一 般：市町村民税課税世帯





## 月額負担上限額の設定にかかる世帯の範囲の特例

月額負担上限額の設定に当たっては、住民基本台帳上の世帯の所得で設定する。

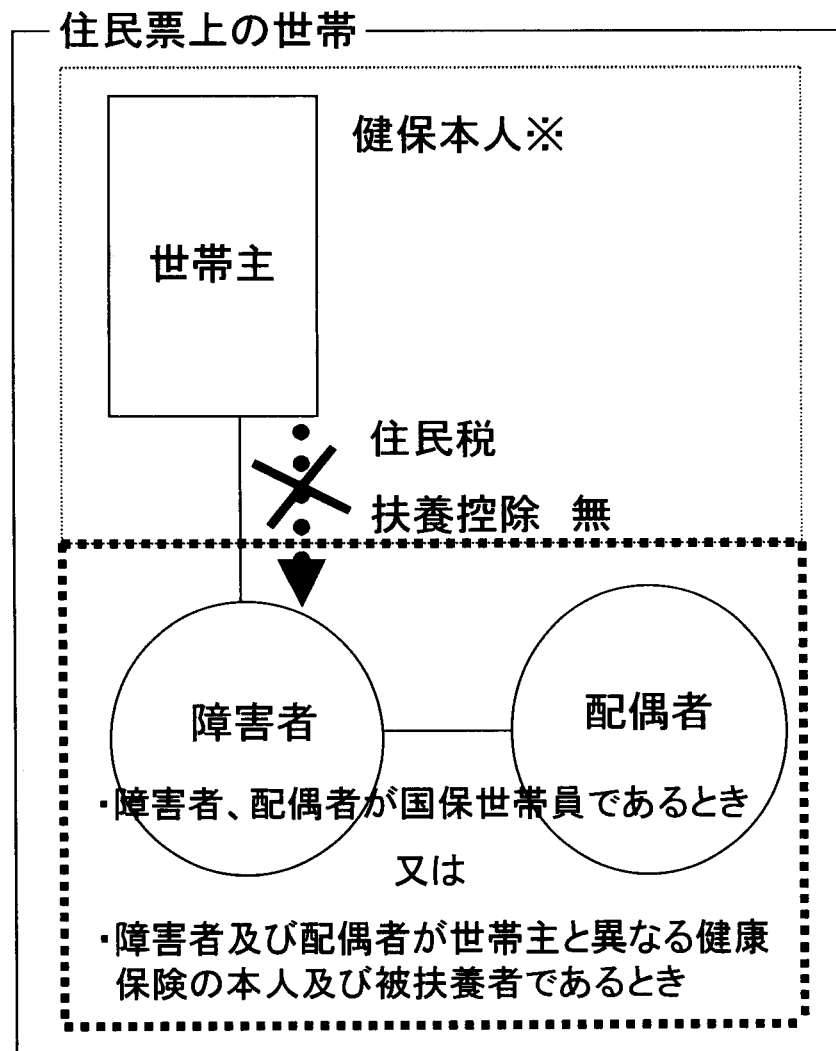
ただし、以下の要件を満たす場合、実態上生計を一にしていなると判断できることから、障害者及び配偶者の所得に基づくことも選択できることとする。

### <要件>

- ①税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていないこと。

かつ

- ②健康保険制度において、同一世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていないこと。



※ 世帯主が国保で、障害者及びの配偶者が国保の場合も同様の取り扱いとなる。

## 低所得1の要件の見直し

○ 世帯員全員が市町村民税非課税の場合に、

従来案

世帯員全員の収入が年間80万円以下の世帯に属する者



見直し案

支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下の者

- ①低所得者の場合、世帯構成員相互に支え合うといっても限界があること
- ②介護保険においても、低所得1の負担上限に相当する階層について本人の収入のみで判断する仕組みとしていることから、見直しを行う。

## 高額障害福祉サービス費について

- 同一世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を月額負担上限額まで軽減を図る。

### <合算の対象とする費用>

同一世帯に属する者が同一の月に受けたサービスによりかかる①～⑤のいずれかの負担額を合算する。

- ① 障害者自立支援法に基づく介護給付費等に係る定率負担額
- ② 身体障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費の定率負担額(18年1月～9月まで)
- ③ 知的障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費の定率負担額(18年1月～9月まで)
- ④ 児童福祉法に基づく障害児施設給付費(高額障害児施設給付費として償還された費用を除く。)
- ⑤ 介護保険の利用者負担額(高額介護サービス費により償還された費用を除く。)。ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る。

### <支給額>

世帯における利用者負担額が、月額負担上限額の額と同じになるように高額障害福祉サービス費を償還する。

- ① 低所得1・・・15,000円
- ② 低所得2・・・24,600円
- ③ 一般世帯・・・40,200円

一人当たりの負担上限額が、合算基準額を超えた世帯合算負担額(上記①～⑤を合算したもの)を個人の負担額の割合で按分した額となるよう、高額障害福祉サービス費を支払う。

## 高額障害福祉サービス費の事例①

低所得2の世帯の場合	Aさん
介護保険の利用者負担額	35,000円 →24,600円※ ※高額介護サービス費 による償還後負担額
障害福祉サービス費の利用者負担額	24,600円
施設訓練等支援費の利用者負担額	—
高額障害福祉サービスの合算後の負担額	24,600円

利用者負担額を合算

Aさんの負担額が24,600円となるよう、高額障害福祉サービス費を24,600円支給

<具体的な計算方法>

- ①介護保険の負担額は、高額介護サービス費により10,400円(35,000-24,600=10,400)は償還されるため、介護保険の合算の対象となる額は、24,600円
- ②49,200(=24,600×2)-24,600=24,600円(高額障害福祉サービス費の額)

## 高額障害福祉サービス費の事例②

低所得2の世帯の場合	Aさん	Bさん
介護保険の利用者負担額	35,000円 →17,220円※ ※高額介護サービス費 による償還後負担額	15,000円 →7,380円※ ※高額介護サービス費 による償還後負担額
障害福祉サービス費の利用者負担額	24,600円	—
施設訓練等支援費の利用者負担額	—	—
高額障害福祉サービスの合算後の負担額	24,600円	— (介護保険のみ利用のため、合算対象外)

Aさんの負担額が24,600円となるよう、高額障害福祉サービス費を17,220円支給

### <具体的な計算方法>

Bさんは介護保険のみ利用しているため、高額障害福祉サービス費の対象外。

Aさんの負担額を計算し、上限額から負担額を引いた額が支給される。

その際、介護保険の利用料は高額介護サービス費による償還後の負担額に基づき合算する。

### ○ Aさんの負担額

高額介護サービス費による償還後の負担額をもとに合算されるため、合算される額は、17,220と24,600の合計額(41,820円)となる。

この負担額を、24,600の負担となるように、高額費を支給するので、高額障害福祉サービス費の額は、 $41,820 (=17,220+24,600) - 24,600 = 17,220$ (高額費)となる。

### 高額障害福祉サービス費の事例③

低所得2の世帯の場合	Aさん	Bさん	Cさん
介護保険の利用者負担額	35,000円 →17,220円※ ※高額介護サービス費 による償還後負担額	15,000円 →7,380円※ ※高額介護サービス費 による償還後負担額	—
障害福祉サービス費の利用者負担額	24,600円	—	—
施設訓練等支援費の利用者負担額	—	—	24,600円
高額障害福祉サービスの合算後の負担額	15,489円	— (介護保険のみ利用のため、合算対象外)	9,111円

AさんとCさんの負担額が合わせて24,600円となるよう、高額障害福祉サービス費を支給  
(Aさん・・・26,332円、Cさん・・・15,489円支給)

<具体的な計算方法>

Bさんは介護保険のみ利用しているため、高額障害福祉サービス費の対象外。

AさんとCさんの一人当たりの負担額を計算し、上限額から負担額を引いた額が支給される。

その際、介護保険の利用料は高額介護サービス費による償還後の負担額に基づき合算する。

$$A \quad 24,600 \times (17,220 + 24,600) / (17,220 + 24,600 + 24,600) = 15,488 \text{ (負担額)}$$

$$41,820 (=17,220 + 24,600) - 15,488 = 26,332 \text{ (高額費)}$$

$$C \quad 24,600 \times 24,600 / (17,890 + 24,600 + 24,600) = 9,111 \text{ (負担額)}$$

$$24,600 - 9,111 = 15,489 \text{ (高額費)}$$

## (定率負担の軽減措置②) 定率負担の個別減免について

- 3年間の経過措置(期間終了までに実態調査を行い必要性を再検討)として、食事や人的サービスが事業者により包括的に提供されるグループホーム、入所施設利用者に対して、当該利用者が利用するサービスに係る定率負担\*について個別減免措置を実施する。

\*グループホーム利用者が通所サービスを利用している場合は、通所サービスに係る定率負担も含め減免の対象となる。

- 負担能力がある場合には、利用者負担を負担していただくという考え方から、定率負担の個別減免措置を実施するにあたっては、障害者本人が一定の資産等を有していないことを条件とする。

- グループホーム、入所施設で暮らす者であって、障害者本人の所有する資産の額等が以下の場合に、個別減免措置の対象とする。

- ・ 入所者の所有する預貯金等の額が350万円以下であること

\* 額は、同様の生活水準にある一般世帯の貯蓄水準や障害者等の利子非課税(マル優)を参考に設定

- ・ 一定の親族の居住用以外の不動産等を所有していないこと

- 下記の場合には、資産を利用できる状態となった際に、負担能力を認定することが適当であるため、上記の資産とはみなさず、実際に資産を利用できる状態になった場合に、収入認定するものとする。

- ・ 個人年金\*(一定期間は利用できない状態にあるなど一定の要件を備えたもの)

\* 個人年金保険料控除の対象となるものを想定

- ・ 親等が障害者を受益者として設定する信託財産(受益者の自由な意思によって解約できないなどの一定の要件を備えたもの\*\*)

\*\* 特定贈与信託や他益信託要件等を想定

## (定率負担の軽減措置②) 収入の種類と個別減免の負担率

### ○ 6. 6万円を超える収入(超過収入)についての負担額

収入の種類	収入に対する負担額	具体例
①特定目的収入 国、地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給されるもの	利用者負担なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方自治体から支給される家賃等を補助するために支給される家賃補助手当のうち、実際の家賃額を超えない額</li> <li>○地方公共団体から医療費の自己負担分として支給される手当</li> <li>○児童手当法により支給される児童手当等利用者本人の生活費以外の用途に充てられることとされている金銭</li> <li>○原爆被爆者に対する援護に関する法律、公害健康被害補償法等に基づく給付</li> <li>○生活保護法において収入として認定されないこととされている収入 (下記②、③に該当するものを除く)</li> </ul>
②稼得等収入 就労により得た収入又は国により稼得能力の補填として給付される収入	超過収入より3千円控除の上、 ・グループホームは15%負担 (4.3万円を超えた額以降は50%) ・入所施設は50%負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工賃等の就労収入</li> <li>○障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、労災障害年金遺族年金等の公的年金)</li> <li>○特別障害者手当等(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当)</li> </ul>
③その他の収入	超過収入の50%を負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産等による家賃収入</li> <li>・①の地方公共団体から支給される家賃補助のうち、家賃額を超える額</li> <li>・親等からの仕送り</li> </ul>

### ○ 収入を算出するに当たって経費として控除するもの

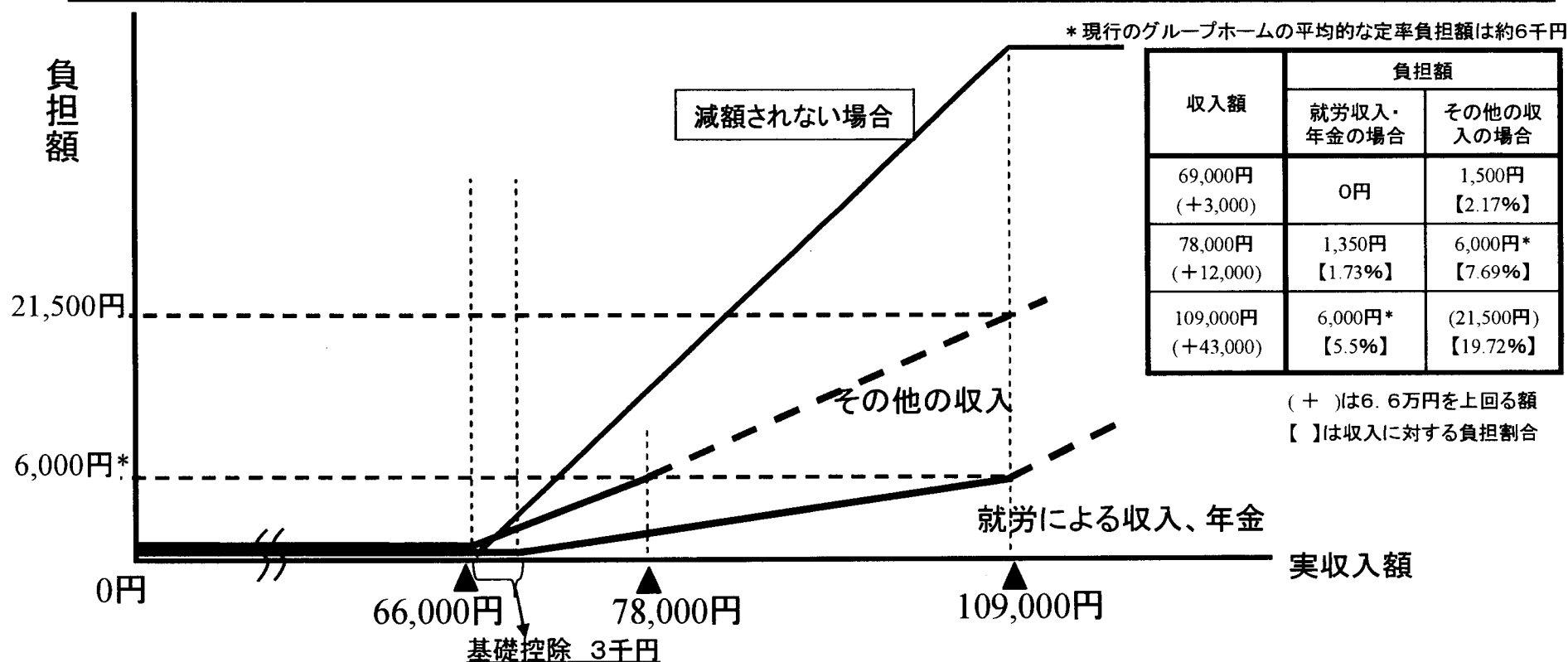
必要経費として収入から控除するもの	所得税等の租税、社会保険料
-------------------	---------------



## (定率負担の軽減措置②)

### グループホーム入居者の負担額（個別減免を講じた場合）

- 定率負担の個別減免措置を講じるにあたっては、障害者が得た収入のすべてを利用者負担として負担しなくともよいよう、負担額が減額される仕組みとする。
- この際、特に、就労等により得た収入については、働くことを促進する観点から、より負担額を減額する。



- 対象収入のうち、6.6万円まで・・・全額控除(定率負担なし)(年金収入、工賃収入をまず控除対象とする)
- 対象収入のうち、6.6万円を超える分については、収入の種類に応じて負担率を設定
  - ① 賃金、工賃等の就労による収入、年金・・・3000円控除の上、超過収入の15%を負担(平均的な工賃収入(約4万円)まで)  
43,000円を超えた額以降は50%負担
  - ② その他の収入(仕送り等)・・・超過収入の50%を負担

## (定率負担の軽減措置②)

### グループホーム入所者(授産施設へ通所)の定率負担について

<資産>

<収入額・収入の種類>

<負担額>

(個別減免あり)

本人の預貯金等\*の額が350万円以下

年金2級相当額(6.6万円)以下の収入の場合

6.6万円以下の収入については、定率負担なし  
→ 定率負担額 0円

特定目的収入を除き、年金2級相当額(6.6万円)を超える収入がある場合

6.6万円を超える収入が稼得等収入(工賃等の就労収入、年金収入)の場合

3千円控除の上、6.6万円を超える収入の15%を負担  
(4.3万円を超えた額以降は50%負担)  
(収入額2万円の場合の例)  
→ 定率負担額 0.26万円  $(2.0 - 0.3) \times 0.15 = 0.26$

6.6万円を超える収入が仕送り等の収入の場合

6.6万円を超える収入の50%を負担  
(収入額2万円の場合の例)  
→ 定率負担額 1.0万円  $2.0 \times 0.5 = 1.0$

(個別減免なし)

預貯金等\*の額が350万円超

○ 定率負担額 2.0万円  
・グループホーム定率負担 0.6万円  
・通所施設定率負担 1.4万円

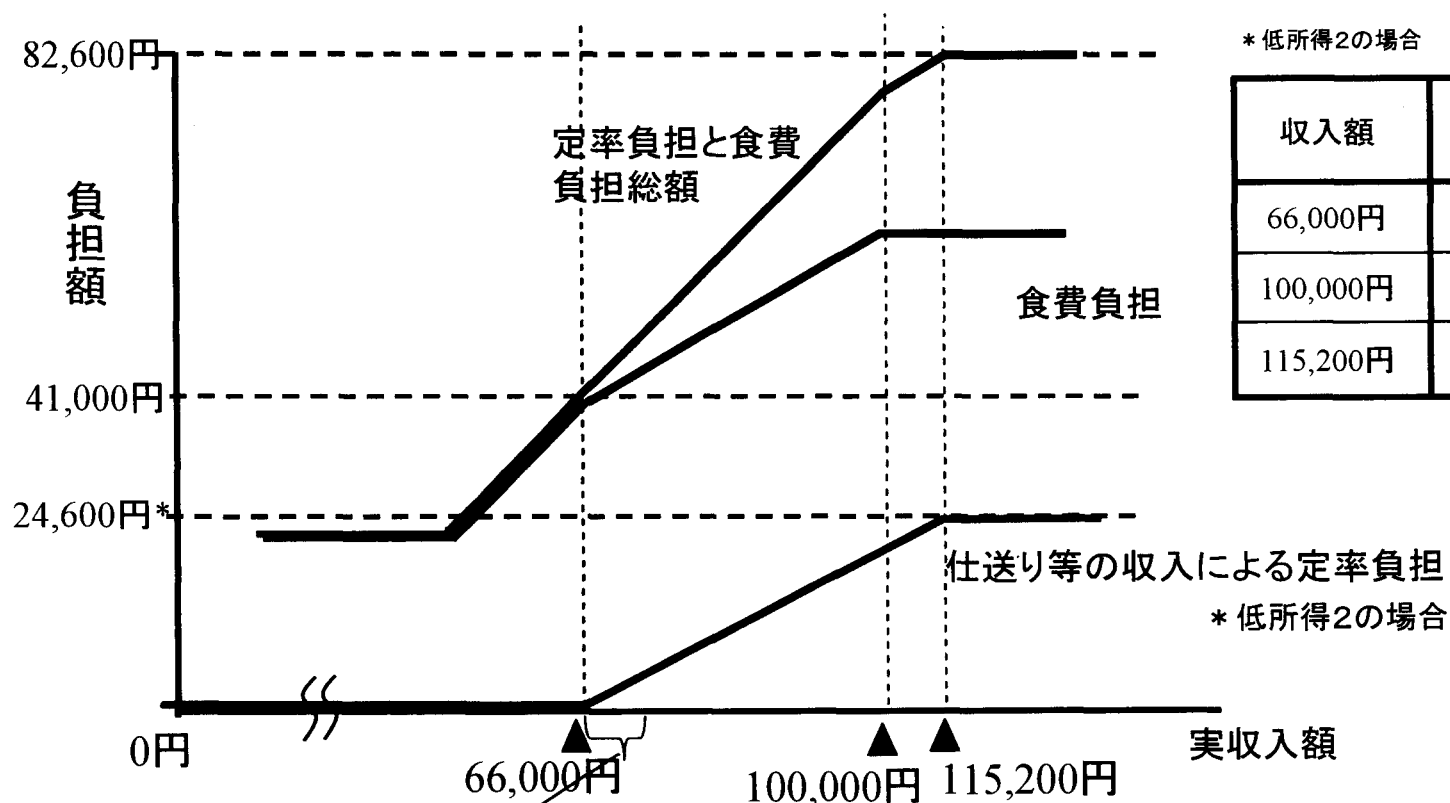
(注)上記に加え、通所施設の食費負担約5千円(低所得1, 2)を負担する。

\*預貯金等には、一定の信託等を除く。

## (定率負担の軽減措置②・実費等の軽減措置①)

### 施設入所者（20歳以上）の場合の負担額（個別減免を講じた場合）

○ グループホームや在宅で生活する方が食費等の費用を負担していることとのバランスから、食費の自己負担額を支払ったのちの収入については、障害者が得た収入のすべてを利用者負担として負担しなくともよいよう、負担額が減額される仕組みとする。



\* 低所得2の場合

収入額	食費等定率負担合計額	補足給付額
66,000円	41,000円	17,000円
100,000円	75,000円	0円
115,200円	82,600円	0円

\* 低所得2の場合

就労による収入の場合、3千円控除

定率負担の個別減免の計算方法

- 対象収入のうち、6.6万円まで …全額控除(定率負担なし)
- 対象収入のうち、6.6万円を超える分については、収入の種類に応じて負担率を設定
  - ① 賃金、工賃等の就労による収入、年金 …3000円控除の上、超過収入の50%を負担
  - ② その他の収入(仕送り等) …超過収入の50%を負担

## (定率負担の軽減措置②・実費等の軽減措置①) 施設入所者(20歳以上)の個別減免の場合の負担額

### ○ 収入が6.6万円以下の場合

- ・その他生活費\*2.5万円を手元に残し、それ以外の収入は食費・光熱水費に充てる。
- ・食費・光熱水費の実費負担額:2.2万円~4.1万円 (負担額=収入額-2.5万円)

### ○ 収入が6.6万円を超える場合

- ・その他生活費2.5万円を手元に残し、それ以外の収入は定率負担、食費・光熱水費に充てる。  
→ グループホームと同様に、6.6万円を超える収入がある場合には定率負担を徴収する。
- ・その際、6.6万円を超える収入額の50%ずつをそれぞれ定率負担、食費・光熱水費で負担する\*\*。

※食費・光熱水費の全額を自己負担している在宅やグループホーム利用者とのバランスを踏まえ、食費等を軽減するため補足給付が支給されている間は、その他生活費(2.5万円)が手元に残るような負担の軽減措置のみ講じられることとなる。

### ○ 収入が10万円を超える場合\*\*\*

- ・食費・光熱水費については、原則どおり全額を自己負担する。
- ・定率負担については、10万円を超える収入額のうち50%が手元に残るように負担する。(負担率50%)

\*その他生活費については、障害基礎年金1級受給者、60~65歳及び65歳以上の療護施設入所者・・・2.8万円、65歳以上(療護施設入所者除く)・・・3.0万円

\*\*工賃等の就労収入、年金等収入の場合は、3000円控除の上、50%負担。ただし、その他生活費が2.5万円より加算されている者は3000円控除は行わない。

\*\*\*その他生活費が2.8万円の場合は、10.6万円、3.0万円の場合は11万円

# (定率負担の軽減措置②・実費等の軽減措置①) 施設入所者(20歳以上)の場合の負担について

<資産>

<収入額・収入の種類>

<定率負担額>

<食費・光熱費負担>

<負担計\*\*\*\*>

(個別減免あり)

本人の預貯金等\*\*\*\*の額が350万円以下

年金2級相当額(6.6万円)以下の収入の場合

特定目的収入を除き、年金2級相当額(6.6万円)を超える収入(超過収入)がある場合

超過収入が稼得等収入(工賃等の就労収入、年金収入)の場合

超過収入がその他の収入(仕送り等)の場合

6.6万円以下の収入については、利用者負担なし  
→ 定率負担額 0円

3千円控除\*\*の上、超過収入の50%を負担  
(収入額2万円の場合の例)  
→ 定率負担額 0.85万円  
(2.0-0.3)×0.5=0.85

超過収入の50%を負担  
(収入額2万円の場合の例)  
→ 定率負担額 1.0万円  
2.0×0.5=1.0

○収入が6.6万円以下の場合  
負担額 2.2~4.1万  
(収入-2.5万円\*)

○収入が6.6万を超える場合  
負担額 4.1~5.8万  
(負担額=4.1万円\*+(収入-6.6万円)×0.5  
・収入が10万円程度以下の場合には補足給付あり。  
補足給付=1.7万円-(収入-6.6万円)×0.5

食費のみ負担  
手元に2.5万円\*残る  
(定率負担はなし)

食費+定率負担  
○6.6~10万円\*\*\*の収入の場合  
・手元に2.5万円\*残る。  
○10万円\*\*\*を超える場合  
・手元に  
2.5万円\*+(10万円を超える収入額)×0.5  
残る。

(個別減免なし)

預貯金等\*\*\*\*の額が350万円超

	<療護施設>	<知的更生施設>
(低所得1)	1.5万円	1.5万円
(低所得2)	2.46万円	2.3万円
(一般世帯)	3.38万円	2.3万円

同上

食費負担+  
定率負担(個別減免がないため、全額を負担)

\*その他生活費については、障害基礎年金1級受給者、60~65歳及び65歳以上の療護施設入所者・・2.8万円、65歳以上(療護施設入所者除く)・・3.0万円  
\*\*その他生活費が2.5万円より加算されている者は3000円控除は行わない。\*\*\*その他生活費が2.8万円の場合は、10.6万円、3.0万円の場合は11万円 19  
\*\*\*\*超過収入がその他の収入の場合 \*\*\*\*\*預貯金等には一定の信託等を除く。

# (実費負担の軽減措置①)

## 入所施設入所者(20歳未満)における補足給付

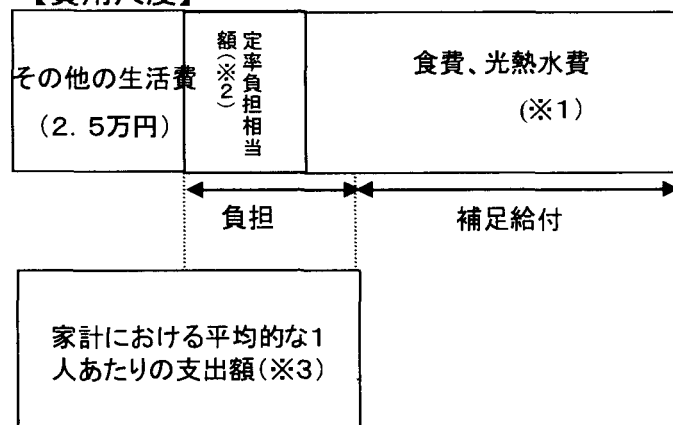
- 収入のない20歳未満の入所者の実費負担について、子どもを養育する一般の世帯において通常要する程度の費用(収入階層別の家計における平均的な一人あたり支出)の負担となるように補足給付を行う。
  - 20歳未満の入所者については、保護者が費用負担を行うことを前提としており、入所者個人の収入のみを把握すればよい20歳以上の者とは異なり、地域で世帯で生活する保護者の収入を個別に把握することが困難であることから、定率負担の個別減免措置を講ずる代わりに、補足給付を給付する際の費用尺度に、必要となる費用として定率負担分を加え、その分を補足給付に上乘せする。
  - 「その他生活費」の額については、2.5万円(平成21年度より2.1万円)とする。
- ※ 18歳未満の場合は、教育費として9千円を加算。

(※1)食費、光熱水費に係る補足給付を行う際の尺度として5.8万円(食費4.8万円、光熱水費1.0万円)を設定(今後、食事等に係るコストの実態に応じて3年ごとに見直すものとする)。

(※2) 補足給付の費用尺度として一定額を設定。生保世帯、低所得1,2については、1.5万円、一般世帯は、単価/日×30.2日×0.1とする。

(※3)生活保護世帯、低所得1,2の世帯…5万円 一般世帯…7.9万

### 【費用尺度】



(例) 事業費19万円、食費等実費負担額5.8万円の場合

(低所得1,2)

$$\text{補足給付額} = 4.8\text{万} = (2.5 + 1.5 + 5.8) - 5.0$$

$$\text{実費負担額} = 1.0\text{万円} = 5.8 - 4.8$$

$$\text{利用者負担計} = \text{実費負担額}(1.0) + \text{定率負担額}$$

$$\text{低所得者1: } 1.0 + 1.5 = 2.5 \quad \text{低所得者2: } 1.0 + 1.9 = 2.9$$

(一般世帯)

$$\text{補足給付額} = 2.3\text{万} = (2.5 + 1.9 + 5.8) - 7.9$$

$$\text{実費負担額} = 3.5\text{万円} = 5.8 - 2.3$$

$$\text{利用者負担計} = \text{実費負担額}(3.5) + \text{定率負担}(1.9) = 5.4$$

※ 18歳未満の場合は、2.5万円に0.9万円を加えて計算

## 負担の軽減措置③ 生活保護への移行予防措置(20歳以上)

### ＜減免方法＞

#### ①定率負担の減免措置(施設、居宅共通)

障害福祉サービスの定率負担を負担しなければ、生活保護の適用対象でなくなる場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額の区分を下げる。

負担上限額 40,200円 → 24,600円 → 15,000円 → 0円

#### ②補足給付の特例(入所施設) (20歳以上)

施設入所者について、①の措置を講じた上で、入所施設の食費等の実費負担額を負担すると生活保護対象となる者については、生活保護の対象とならない範囲まで補足給付を増額して支給。ただし、補足給付は最大3.6万円とする。

なお、生活保護の対象者については、収入額にかかわらず3.6万円補足給付を支給。

20歳以上		食費等の実費負担額を5.8万円とした場合		
		生保世帯	低所得世帯	一般世帯
①	定率負担	0	24,600→15,000→0	40,200→24,600→15,000→0
②	実費負担	22,000	58,000~22,000(生保対象でなくなるまで減免)	
	補足給付	36,000	36,000~10 (10円単位で支給)	

# 負担の軽減措置③ 生活保護への移行予防措置(20歳未満)

## ＜減免方法＞

### ①定率負担の減免措置(施設、居宅共通)

障害福祉サービスの定率負担を負担しなければ、生活保護の適用対象でなくなる場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額の区分を下げる。

負担上限額 40,200円 → 24,600円 → 15,000円 → 0円

※ 上記の減免は、補足給付を計算する際の費用尺度には反映せず、補足給付を算定する際には、減免前の定率負担額で算定する。

### ②補足給付の特例(入所施設) (20歳未満)

一般世帯については、①の措置を講じた上で、食費等の実費負担をすると生活保護の対象となる者については、低所得者世帯とみなして補足給付を支給。(一般世帯の補足給付額を増額し、食費等の実費負担額を低所得者世帯と同様の負担とする。)

食費等の実費負担額を5.8万円、事業費を19万円とした場合  
( )内は18歳未満の場合

20歳未満		生保世帯	低所得世帯*	一般世帯
①	定率負担	0	24,600→15,000→0	40,200→24,600→15,000→0
②	実費負担	10,000 (1,000)	10,000 (1,000)	35,000→10,000 (26,000→1,000)
	補足給付	48,000 (57,000)	48,000 (57,000)	23,000→48,000 (32,000→57,000)

補足給付額=4.8万円  
 $= (2.5 + 1.5 + 5.8) - 5.0$   
 実費負担額=1.0万円  
 $= 5.8 - 4.8$   
 ※ 18歳未満の場合は、2.5万円に0.9万円を加えて計算

\*20歳未満の場合の低所得世帯については、どこで暮らしていても必ずかかる費用分の負担として最低限の負担となるようすでに補足給付を設定しているため、補足給付の特例措置は講じない。



## 負担の軽減措置③ 生活保護への移行予防措置

### <具体的な手続き>

○ 利用者は福祉事務所に生活保護の申請を行う。

① 定率負担の減免措置のみを行えば生活保護の対象者とならない場合（居宅及び入所施設で実費負担の軽減措置が必要ない者）

福祉事務所は保護を却下し、却下通知書に「定率負担減額認定該当」であること、軽減すべき負担上限額を記載する。

② 施設入所者については、①の措置に加え、食費等の実費負担を減免すれば、生活保護の対象者とならない場合

福祉事務所は保護を却下し、却下通知書に、  
・「特例補足給付対象者」  
・生活保護において認定した収入額、その者に適用される生活保護の最低生活費の額を記載する。

○ 利用者は定率負担の減免及び特例補足給付の申請書に保護の却下通知書を添えて市町村に減免の申請を行う。

市町村は、保護の却下通知書に記載された情報を元に、特例補足給付の額を決定する。

## (その他の定率負担軽減措置) 就労継続支援(雇用型)における利用者負担の減免

雇用関係のある就労継続支援(雇用型)における利用者負担についても、他の障害福祉サービスを利用した場合と同様に、一割の定率負担を求めることが原則。

- 一方で、雇用型の就労継続支援については、
- ①事業者と障害者の間で雇用関係が結ばれており、事業者から労働の対価として、賃金が支払われる特別な関係にあること
  - ②障害者福祉制度とは別に、障害者雇用納付金制度において、障害者雇用率を越えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金等が支給されていること
- 等を考慮する必要がある。

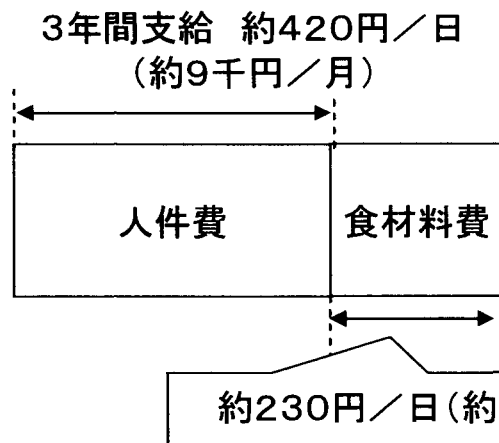
このため、事業者の判断により事業者の負担をもって利用料を減免することができる仕組みとする。なお、事業者が減免する場合には、下記の取り扱いとする。

- 就労継続支援の事業者は、事業の指定を受ける際に、利用者負担の取扱いについて都道府県知事に届け出る。
- 就労継続支援の事業者は、利用料の減免について、障害福祉サービスの利用契約書に明記する。

## (実費負担の軽減措置②) 通所施設等食費軽減措置

- 新制度においては、通所施設、ショートステイ、デイサービスについては、定率負担のほか、食費が自己負担となる。  
※ ショートステイ、デイサービスは、現行制度においても食費のうち食材料費が自己負担となっている。
- このため、施行後の概ね3年間、通所施設利用の低所得者(生活保護、低所得1、低所得2)について、食費のうち人件費相当分(1日約420円)を支給し、食材料費のみの負担とする減額措置を講ずる。
- なお、食費の実費については、利用者保護の観点から、施設が利用者に求めることができる費用の範囲を明確にした上で、その範囲内で、施設ごとに設定し、利用者と契約する仕組みとする。

### <参考>実施後のおおむねの負担(通所施設、デイサービスの場合)



- ・現在の予算上は、食費約650円/日の単価であり、うち約230円/日が食材料費
- ・これを前提として、月22日通った場合には、約5.1千円の実費負担となる。

注)実際の実費のコストは、個々の施設によって異なる。

# 社会福祉法人減免について

- 社会福祉法人による利用料減免措置を促進するため、低所得者のうち、特に支援が必要となるような層を対象に、一の事業者でかかる利用者負担額が利用者負担上限額の半額を超える部分について、社会福祉法人が減免を行った場合に、公費による助成を行う（経過措置として3年間実施）。

## <減免対象サービスのうち、減額される部分>

下記サービスのうち、月額負担上限額の半額を超える部分(1事業者ごと)について減免

低所得1…一つの事業者においてかかる利用者負担額が7,500円を超える部分

低所得2…一つの事業者においてかかる利用者負担額が12,300円(通所のみ7,500円で検討中)を超える部分

- ① 通所施設、デイサービスにかかる定率負担
- ② 入所施設(20歳未満の入所者)の定率負担
- ③ 長時間サービスを利用する必要がある重度障害者のホームヘルプサービス等の定率負担

## <減免対象となる低所得者>

低所得者1,2のうち、収入、預貯金が一定額以下の者(額は世帯人数に応じて変更)

※ グループホーム、施設入所者の個別減免、介護保険制度の社会福祉法人減免の基準を参考として今後設定。

## <社会福祉法人に対する公費助成>

- ・減免額のうち、本来徴収すべき利用者負担額の一定割合を公費助成の対象とする。(公費助成の対象経費のうち、負担割合…国:都道府県:市町村=2:1:1)

## <利用手続き>

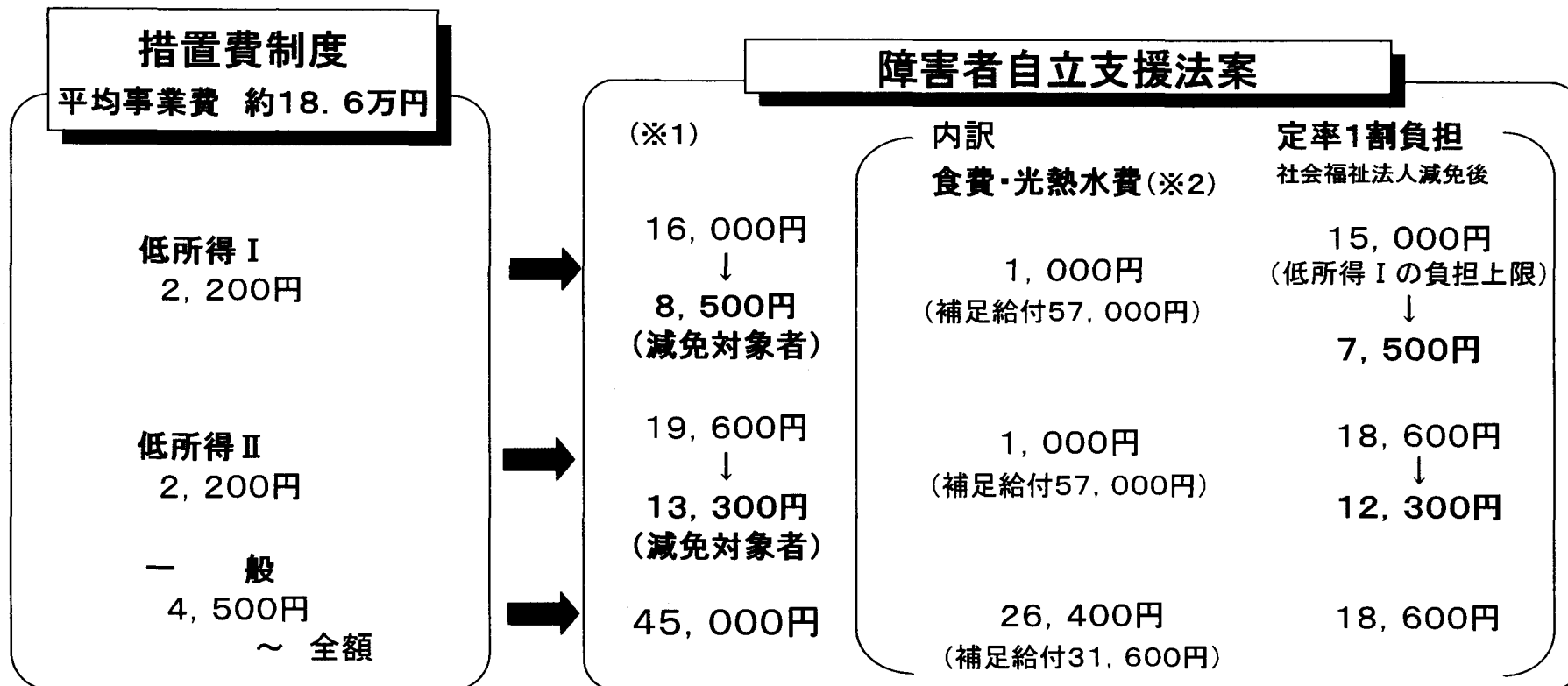
- ・ 利用者が市町村に、収入の状況等がわかる書類とともに、「社会福祉法人減免対象者認定」の申請を行う。
- ・ 市町村は、申請者が対象であることを確認し、「減免対象者認定証」を発行する。
- ・ 社会福祉法人は、「減免対象者認定証」保有者に対し、月額負担上限額が2分の1となるよう利用者負担を減免する。

## <減免を実施できる主体>

- ・ 原則として、社会福祉法人とするが、当該地域に障害福祉サービスを提供する社会福祉法人が存在しない場合については、それ以外の主体(NPO法人)も実施できる取り扱いとする。

# 施設

## 知的障害児施設入所者の例(18歳未満)



(注) 低所得1: 市町村民税非課税世帯で支給決定にかかる障害者(障害児の保護者)の収入が80万円(障害基礎年金2級相当:月額6.6万円)以下である者

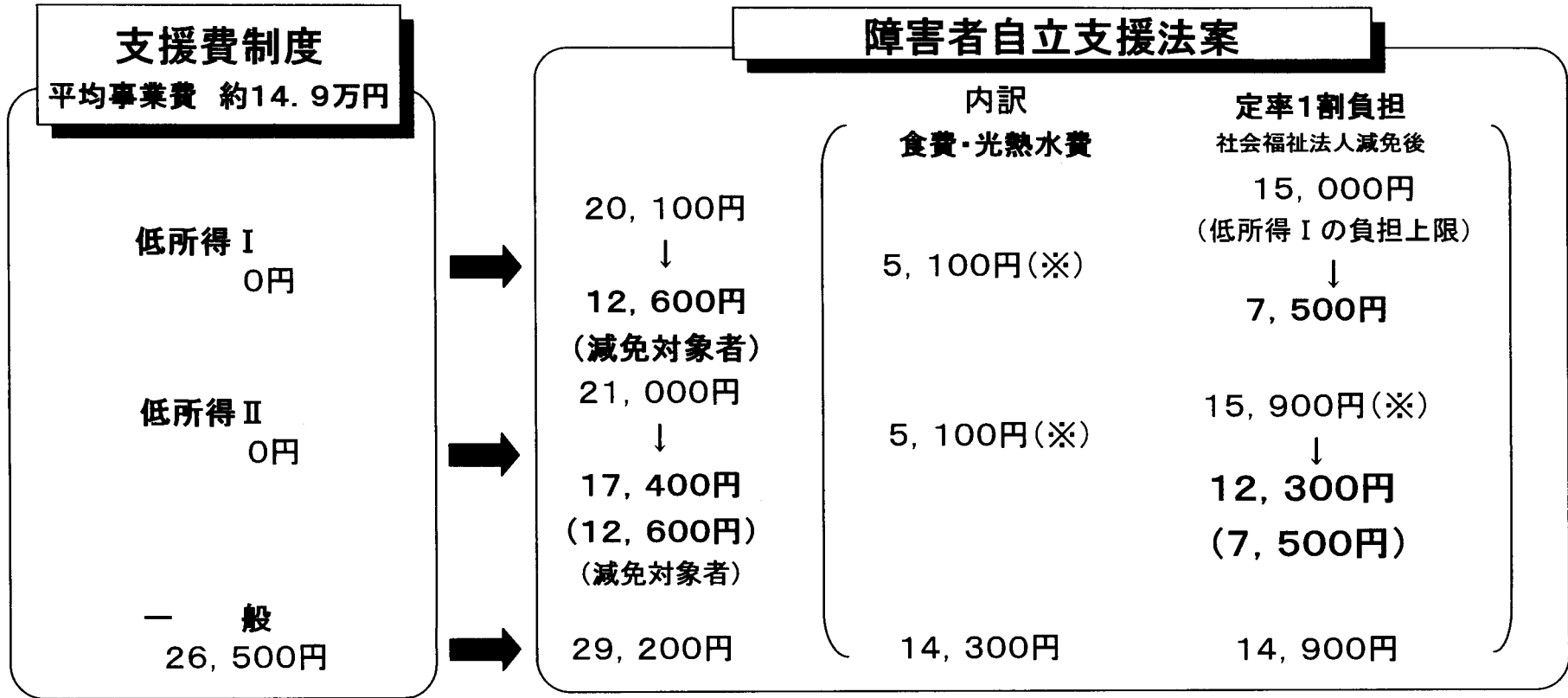
低所得2: 市町村民税均等割非課税世帯。3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入である世帯に属する者

※1 日常生活品費、医療費は別途、自己負担(措置費制度においては、給付対象であったため、新たな自己負担となる。)

※2 入所施設の食事代(食費:4.8万円/月、光熱水費:1.0万円/月)

# 在 宅

## 知的障害者更生施設通所者の例



(注) 低所得1: 市町村民税均等割非課税世帯で支給決定にかかる障害者(障害児の保護者)の収入が80万円(障害基礎年金2級相当:月額6.6万円)以下である世帯に属する者

低所得2: 市町村民税均等割非課税世帯。3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入である世帯に属する者

※ 低所得者については、激変緩和措置として、食費のうち人件費相当分を給付するため、人件費の1割(定率負担分として1,000円)と食材料費の負担(施行後3年間の経過措置)

在 宅

## ホームヘルプサービス利用者の例

<b>ホームヘルプ</b> <b>(日常生活支援)</b> ・支給量 月 125時間 ・費用 月額 約22万円 (10%) 2.2万円	区 分	支援費制度	<障害者自立支援法> <b>定率1割負担</b> <b>社会福祉法人減免後</b> 15,000円 <small>(低所得者Iの負担上限)</small> →7,500円 22,000円 → (※)12,300円 22,000円
	低所得 I	0	
	低所得 II	0	
	一 般	700円～全額	

(注) 低所得 I : 世帯員のいずれも収入80万円(障害基礎年金2級相当:月額6.6万円)以下である世帯に属する者  
 低所得 II : 市町村民税均等割非課税世帯。3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下である世帯に属する者

## 利用者負担について

平成17年7月22日

1. 利用者負担の見直しに必要な手続き等	2
(1) 所得区分認定、個別減免、補足給付の認定方法について	2
①月額負担上限額を定める際の所得区分の設定について	2
②個別減免の収入、資産等の認定について	6
③補足給付の認定について	11
(2) 月額上限額の管理方法	14
(3) 生活保護・境界層対象者に対する負担軽減措置について	15
(4) 高額障害福祉サービス費について	19
(5) 社会福祉法人減免について	22
(6) 利用者負担の見直しに係るスケジュール	25



# 1. 利用者負担の見直しに必要な手続き等

## (1) 所得区分認定、個別減免、補足給付の認定方法について

### ① 負担上限額を定める際の所得区分の設定について

○ 所得区分の設定の際に低所得1の区分に該当するか否かの判定に当たっては、福祉サービスを利用する障害者のほとんどが対象となること等から、市町村の事務負担を考慮し、税情報を基本とする。

さらに、税情報に加えて、税情報では収入額を把握できないが、障害者に対する一般的な制度として給付される収入として、障害年金や、手当等による収入額を加えて判定することとする。

#### 【具体的な区分の算定方法】

○ 18年1月より利用者負担の月額上限額については、利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の4区分に設定する。

- ① 生活保護・・・生活保護受給世帯
- ② 低所得1・・・市町村民税非課税世帯であって障害者又は障害児の保護者の収入が80万円以下である者

具体的には以下のとおり。

ア) 市町村民税世帯非課税であること(注1)

イ) アに該当するもののうち、以下の合計額が年間80万円以下の者

・ 地方税法上の合計所得金額(注2)

(合計所得金額がマイナスとなる者については、0と見なして計算する)

・ 障害年金等(注3)

・ 特別児童扶養手当等(注4)

(注) 老人保健制度における高額医療費の負担区分の低所得Iの基準では、雑所得での公的年金等控除額を65万円とした上で、地方税法上の各所得金額がそれぞれすべて0円であるときを要件としている。

これと同様の方法を採用した場合、

・ 各所得項目につき、それぞれ税情報を取り寄せる必要があることから、事務が繁雑となること。

・ 黒字の所得項目がないこと(所得項目のいずれもが0円であること)が要件となっているため、黒字所得と赤字所得を相殺する損益通算後の合計所得金額を用いる場合より、対象者の範囲が狭くなること。

から、老人保健制度とは異なり合計所得金額を基本として、算定することとする。

③ 低所得2

・市町村民税世帯非課税であるもののうち、②に該当しないもの

④ 一般・市町村民税課税世帯

(注1) 市町村民税世帯非課税世帯・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が障害福祉サービスを受ける日の属する年度(障害福祉サービスを受ける日の属する月が4月又は5月である場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である世帯

(注2) 合計所得金額・地方税法292条第1項第13号に規定する合計所得金額

(注3) 障害年金等・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等の公的年金

(注4) 特別児童扶養手当等・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当

【手続き等】

○ 障害者の申請により、どの区分に該当するか市町村が認定する。(申請がなければ、基本的に④の世帯に該当するものとみなす。)

現在すでに障害福祉サービスを利用している障害者については、区分を設定するため、申請を出すように周知することが必要。

※ 負担上限額の申請と支給決定の申請は別の申請であるが、市町村の事務の便宜上、支給決定の申請様式と負担上限額の申請様式で共通化できる部分を共通化して利用することは可能。

○ 申請する際に、添付する必要のある書類は下記のとおり。申請の際に、必要な税情報、手当の受給状況等の調査同意を取ることとする。

本人の添付書類により状況が確認できる場合は、添付書類で確認する。添付書類だけで確認できない場合は、必要に応じ、税部局や社会保険事務所等に確認する。

①利用者の属する世帯の市町村民税の課税状況等が分かる資料

- ・市町村の証明書(利用者の属する世帯全員の市町村民税の課税・非課税状況)
- ・生活保護世帯であれば、福祉事務所の証明書等

②利用者の属する世帯の障害年金等、特別児童扶養手当等の受給状況がわかる資料

- ・年金証書の写し、振込通知書の写し
- ・特別児童扶養手当等の証書の写し

- 世帯の範囲については住民基本台帳上の世帯を原則とする。
  - 同一の世帯に属する者を確認するため、住民票の提出が障害部局において住民票を確認することの同意をとることが必要。
  
- ただし、下記の場合は、住民基本台帳上同一世帯であるが、特例的に、障害者及びその配偶者を別世帯とみなす場合の取り扱いを行う。
 

特例的な取り扱いを認める場合は、障害者及びその配偶者は市町村民税非課税であるが、これ以外に同一の世帯に属する者が市町村民税課税である場合とする。

  - ① 同一世帯に属する他の者が障害者及びその配偶者を地方税法上、扶養控除の対象としていないこと。
  - ② 障害者及びその配偶者が同一世帯に属する他の者の健康保険の被扶養者となっていないこと。

上記の特例的な取り扱いを行う際には、申請書の他、下記について確認することとする。

  - ・ 同一世帯に属する者の市町村民税の税情報（障害者及びその配偶者が扶養控除の対象となっていないか確認するため）
    - ※ なお、次回税申告時に扶養控除をはずすことについての誓約書を取ることで、扶養控除を受けていないものとみなす取り扱いができるものとする。
  - ・ 障害者及びその配偶者が国民健康保険に加入していること又は健康保険の被保険者及び障害者又はその配偶者の被扶養者であることの証明（保険証のコピー等）
  
- 月額負担上限額については、原則として、施設入所者は毎年7月に、それ以外の者については年1回、支給決定月に直前に把握した所得状況に基づき月額負担上限額を認定する。
  
- 世帯員の構成等世帯の状況が変化した場合は、世帯の状況が把握できる書類を添付の上、速やかに変更の届け出をもらう。月額負担上限額の変更の必要があれば、変更し、翌月の初日から変更する。ただし、申請日が月の初日の場合は、当該月の初日から変更すること。

【未申告者の取り扱いについて】

- 非課税であることから、申告をしておらず、課税・非課税の確認がとれない方については、原則として、申告し、非課税の証明書を取り、提出してもらうよう促すこととする。
  
- ただし、当分の間は、利用者負担の見直しに伴い、利用者の所得状況の把握に関する市町村の事務量が増えることから、工賃収入がないこと、何年も申告

していないこと等から非課税であるとみなすことができると市町村が判断できる場合等については、未申告であることをもって非課税者（所得0である）の取り扱いを取ることができることとする。

## ② 個別減免の収入、資産等の認定について

(グループホーム入所者、施設入所者対象)

- グループホーム、施設入所者に対する定率負担の個別減免の認定にあたっては、入所者本人の収入等の状況を把握すればよいこと、人数が一定程度限られていることから、実際の収入状況を基本に、認定を行うこととする。

### 【手続き等】

障害者の申請により、障害者の収入額、資産を市町村が認定する。(申請がなければ、個別減免は行わない。) その際、必要な税情報、手当の受給状況、預貯金額等の調査同意を取ることとする。

このため、現在すでに入所している障害者については、申請を出すように周知することが必要。

### 【個別減免の対象者】

- 障害者本人名義の一定の資産を有している場合には、個別減免をしない。具体的な基準は以下の通り。

※ 個別減免については、障害者本人の収入、資産等の状況のみで簡易に負担能力を判断できることを要件とするため、住民票が入所(入居)前の世帯に残っている場合は、個別減免の対象としない。

#### 1 下記ア～ウの要件をすべて満たすこと。

ア) 本人名義の預貯金等(障害者等の利子非課税(マル優)の対象となる預貯金、国債等)が350万円以下であること(2の資産を除く)。

- ・マル優の対象となる預貯金等であるか、又は実際に預貯金の残高が350万円以下であること。
- ・350万円は障害者の利子非課税(マル優)の限度額や低所得者の預貯金等の額を参考に設定

イ) 以下の不動産を除き、本人名義の不動産を有さないこと。

- ・現に配偶者、子、親、兄弟姉妹の一定の親族が居住している不動産(土地、建物)
- ・資産価値が低いことにより現実的に処分が困難であると市町村が判断した不動産

(例) 負債の額が不動産の評価額を上回る場合

ウ) その他、社会通念上、個別減免の対象とするには不適切と考えられる資産を保有していないと市町村が判断すること。

(不適切と考えられる例)

- ・高価な貴金属を身につけている場合

・高額の株券を保有していることが明らかである場合

2 下記の場合には、資産を利用できる状態となった際に、負担能力を認定することが適当であるため、個別減免の対象外となるような資産を保有しているとみなさず、実際に資産を利用できる状態となった場合に収入認定する。

ア) 将来、現金化された際に収入認定することが可能である保険商品や個人年金等の一定期間は利用できない状態にある資産

・生命保険料控除、個人年金保険料控除の対象となっている個人年金等を想定。

イ) 親等が障害者を受益者として設定する信託財産

・特定贈与信託や他益信託で一定期間解約できないなどの要件を備えたものを想定。

#### 【個別減免の具体的な計算方法】

○ 上記の要件を満たし、個別減免の対象となる場合は、下記の計算方法により、定率負担額を減免する。

① 【収入の種類ごとの負担額】に記載された収入のイ①の収入のうち、6.6万円まで（イ①の収入が6.6万円に満たない場合は、不足分に、イ②の収入を充てる）・・・全額控除（定率負担なし）

② 6.6万円を超える分については、収入の種類に応じて負担額を設定

A) 下記イ) ①稼得等収入

・グループホーム入居者・・・3,000円控除の上、6.6万円を超える収入額の15%を負担。ただし、10.9万円（注）を超えた収入額以降は50%を負担。

・施設入所者・・・3,000円控除の上、6.6万円を超える収入額の50%を負担。

（注）10.9万円は、6.6万円に3千円と4万円を足したもの。

施設入所者、グループホーム入居者の平均的な工賃収入が4万円であり、4万円の収入があれば、平均的なグループホームの利用料6千円を払ってもらえるよう、15%を設定。

就労収入については、特に他の収入と比較して低い負担額となるよう、上記の設定をしているが、平均的な工賃収入以上ある方については、負担能力があるものと考え、それ以降を50%の負担額としている。

このため、6.6万円（全額控除額）+0.3万円（工賃控除額）+4万円（平均的な工賃額）=10.9万円を超える額は50%負担となる。

B) 下記イ) ② その他の収入・・・50%を負担。（①で全額控除の対象となった収入除く）

上記 A、B の収入の種類ごとに計算した負担額の合計額を個別減免措置を講じた後に定率負担額とする。

例) グループホーム入居者、年金2級(6.6万円)受給、工賃収入2万円、仕送り1万円、国保保険料0.1万円の場合

仕送り収入 10,000-1,000(国保保険料)=9,000円

→年金2級分(6.6万円)・全額控除(負担なし)

工賃収入による負担 (20,000-3,000)×0.15=2,550

仕送り収入による負担 9,000×0.5=4,500

計 2,550+4,500=7,050円

個別減免後の定率負担額・7,050円

#### 【収入の種類ごとの負担額】

- 一月あたりの負担額については、下記イ①及びイ②の収入の種類ごとに、障害福祉サービスを受ける日の属する前年(障害福祉サービスを受ける日の属する月が1月～6月である場合にあっては、前々年)の収入の合計額を12で除した額をもとに算出する。

その際、ウの障害福祉サービスを受ける日の属する前年(障害福祉サービスを受ける日の属する月が1月～6月である場合にあっては、前々年)にかかる必要経費を12で除した額をイの②から控除した額をもとに負担額を算定すること。(ウの額がイ②の額を超える場合については、当該超えた額をイ①から控除する)

##### ア) 負担を取らない収入

- 特定目的収入・国、地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給されるもの

・地方公共団体又はその長から家賃補助として支給される手当として、実際の家賃額を超えない額

→ グループホームに入所することによって、特に必要となる家賃等に充てることを想定して地方自治体が給付している趣旨を考慮し、家賃額までは、利用者負担の負担に充てることのできる収入に含まないこととする。

・地方公共団体から医療費の自己負担分として支給される手当

・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当及び特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額

・児童手当法により支給される児童手当等利用者本人の生活費以外の用途に充てることとされている金銭

・生活保護法において収入として認定されないこととされている収入(下記イにおいて明記されているものを除く)

##### イ) 負担を取る収入(アを除く収入)

- ① 稼得等収入・就労により得た収入又は国により稼得能力の補填として給付される収入

・工賃等の就労収入

・障害年金等(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、老齢年

金、遺族年金等の公的年金、障害補償年金等労災保険法に基づく給付等)

・特別障害者手当等（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当）

② その他の収入・・・イ①以外（アを除く）のすべての収入。

・不動産等による家賃収入

・地方公共団体から支給される手当等

・親等から仕送り 等

ウ) 必要経費とするもの

・租税の課税額

・社会保険料

### 【添付書類等】

○ 障害者が申請する際に添付する必要のある書類は以下のとおり。

#### <資産の状況がわかる書類>

① 保有する預貯金等の額が350万円未満であることが分かる資料

・年金等が振り込まれる本人が主に利用している通帳、預貯金額が最も多い通帳の写し

・マル優の非課税の証明書（非課税貯蓄申込書）

・その他申告の内容により必要と認められる書類（例えば、国債等を保有していることを申告した場合の国債等の写しなど）

② 居住用以外の不動産等を保有していないことが分かる資料

・本人が居住する市町村における証明書（固定資産税）

・本人名義の固定資産がある場合は、配偶者、子、親、兄弟姉妹の一定の親族が居住していることが分かるもの（住民票）

③ その他市町村が必要と認める資料

#### <収入の状況がわかる書類>

① 本人の収入額が分かるもの

・年金証書、振込通知書、手当の証書等

・工賃等の就労収入額の証明書（通所している先の事業所等の証明）

・源泉徴収票

・市町村の課税・非課税証明書

・その他申告の内容により必要と認められる書類

② 必要経費の額が分かるもの

・市町村の課税・非課税証明書

・国民健康保険の保険料等を納付した証明書等

③ その他

・グループホームの家賃額（事業者の証明書）

○ 原則として、申告の際に必要な通帳の写しや税の証明書等が添付されていれ



ばよいこととする。

ただし、申告の内容に虚偽の疑いがあると市町村が判断した場合等については、必要に応じて調査を行うこととする。

(具体的な調査方法の例)

- ・ 税部局に対する情報の確認
- ・ 申請者の居住する場所から最寄りの主要な金融機関への問い合わせ

### ③ 補足給付の認定について

#### (1) 20歳以上の入所者

##### 【手続き等】

障害者の申請により、障害者の収入額を市町村が認定する。(個別減免や月額負担上限額の認定の申請と併せて行う。) その際、必要な税情報、手当の受給状況、預貯金額等の調査同意を取ることをとする。

このため、現在すでに入所している障害者については、申請を出すように周知することが必要。

【補足給付の対象者】・・・生活保護、低所得1、低所得2の者

##### 【具体的な認定方法】

- 原則として、個別減免、月額負担上限額の認定の申請と併せて行う。
- 収入額については、申告の際に必要な通帳の写しや税の証明書等が添付されていればよいこととする。(個別減免の際の添付書類を活用する)

- 補足給付の算定に係る収入額については、個別減免における収入と基本的に同じ考え方とする。

具体的には、障害福祉サービスを受ける日の属する前年(障害福祉サービスを受ける日の属する月が1月～6月である場合にあっては、前々年)の収入の合計額を12で除した額をもとに算出する。

その際、ウの障害福祉サービスを受ける日の属する前年(障害福祉サービスを受ける日の属する月が1月～6月である場合にあっては、前々年)にかかる必要経費を12で除した額をイから控除した額をもとに負担額を算定すること。

#### ア) 負担を取らない収入

- 特定目的収入・・・国、地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給されるもの

- ・ 地方公共団体から医療費の自己負担分として支給される手当
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当及び特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
- ・ 児童手当法により支給される児童手当等利用者本人の生活費以外の用途に充てることとされている金銭
- ・ 生活保護法において収入として認定されないこととされている収入(下記イに明記しているものを除く)

※ 地方公共団体又はその長から家賃補助等の施設に入所することによって係る費用について補助するものについては、すでに補足給付により施設に入所

することによりかかる食費・光熱水費等について公費が給付されているため、グループホームとは異なり、特定目的収入としない。

イ) 負担を取る収入（アを除く収入）

ウ) 必要経費とするもの

- ・ 所得税等の租税の課税額
- ・ 社会保険料

### 【具体的な計算方法】

① 上記イからウを控除した額を12で除して得た額（以下、認定収入額という。）が6.6万円以下の場合

実費負担額＝認定収入額－その他生活費の額※

※ その他生活費の額

- ・ 20歳～59歳で障害基礎年金2級受給者 2.5万円
- ・ 障害基礎年金1級受給者、60歳～64歳の者、65歳以上で身体障害者療護施設入所者 2.8万円
- ・ 65歳以上（身体障害者療護施設入所者除く） 3.0万円

補足給付額＝5.8万円\*－実費負担額

② 認定収入額が6.6万円を超える場合

実費負担額＝（6.6万円－その他生活費）＋（認定収入額－6.6万円）×0.5

補足給付額＝5.8－実費負担額

\* 5.8万円については、補足給付を出す基準額として暫定的に設定しているが、今後、経営実態調査等の実績を踏まえ、変更する可能性がある。

(例) 55歳、年金2級(6.6万円)受給、工賃収入2万円、仕送り1万円、国保保険料0.1万円

認定収入額＝6.6＋2.0＋1.0－0.1＝9.5

負担額＝6.6－2.5＋（9.5－6.6）×0.5＝4.1＋1.45＝5.55

補足給付額＝5.8－5.55＝0.25

### 【添付書類】

<収入の状況がわかる書類>

(個別減免の添付書類で足りる場合はそれにより確認)

① 本人の収入額が分かるもの

- ・ 年金証書、振込通知書、手当の証書等
- ・ 工賃等の就労収入額の証明書（通所している先の事業所等の証明）
- ・ 源泉徴収票
- ・ 市町村の課税・非課税証明書
- ・ その他申告の内容により必要と認められる書類

② 必要経費の額が分かるもの

- ・ 市町村の課税・非課税証明書
- ・ 国民健康保険の保険料等を納付した証明書等

ただし、申告の内容に虚偽の疑いがあると市町村が判断した場合等については、必要に応じて調査を行うこととする。

(2) 20歳未満の入所者

【手続き等】

障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）の申請により、月額負担上限額の所得区分に応じて、市町村が認定する。

このため、現在すでに入所している障害者等については、申請を出すように周知することが必要。

なお、18、19歳の障害者については、保護者等の障害者を監護する者の属する世帯の所得区分を認定して、決定する。

【具体的な認定方法】

○ 原則として、月額負担上限額の認定の申請と併せて、補足給付の申請を行う。

○ 月額負担上限額の区分に応じて下記の額を給付。

- ①生活保護世帯 補足給付額=2.5万円+1.5+5.8万円-5万円=4.8万円
- ②低所得1 補足給付額=2.5万円+1.5万円+5.8万円-5万円=4.8万円
- ③低所得2 補足給付額=2.5万円+1.5万円+5.8万円-5万円=4.8万円
- ④一般世帯 補足給付額=2.5万円+定率負担額\*+5.8万円-7.9万円

\*定率負担額については、当該利用者に係る単価/日×30.4×0.1により算出

## (2) 月額負担上限額の管理方法

- 現行の支援費制度と同様、月額負担管理表（事業者が利用者負担額と累積額を管理表に記入して利用者負担額を確認する方式）により管理。

### (3) 生活保護・境界層対象者に対する負担軽減措置について

#### <考え方>

利用者負担の見直しにより、障害福祉サービスを利用する者が生活保護の受給の対象者となる場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで利用料を減額することとする。

また、受給対象者施設に入所する障害者が、食費等実費負担が重いことにより、生活保護受給対象者となる場合については、定率負担にあわせ、食費等実費負担についても、一定額まで軽減することとする。

#### <軽減の方法>

##### ① 定率負担の軽減措置（居宅・施設共通）

障害福祉サービスの定率負担を負担しなければ、生活保護の適用対象でなくなる場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額の区分を下げる。

負担上限額 40,200円 → 24,600円 → 15,000円 → 0円

##### ② 施設入所者の食費負担軽減措置

###### (20歳以上)

定率負担の利用者負担を0円まで減免しても生活保護対象者となる場合は、生活保護の適用対象にならなくなる範囲まで食費等を軽減する。

軽減する範囲については、食費実費基準額（5.8万円）から食費最低負担額である2.2万円控除した額（3.6万円）を上限とし、生活保護の受給対象とならなくなるまで補足給付を支給。

なお、生活保護の対象者については、収入額にかかわらず、3.6万円（5.8万円－2.2万円）を支給する。

※ 2.2万円については、もっとも所得の低い世帯においても必ず負担する食費・光熱費等であるため、2.2万円までは負担を求めることとする。

		生保世帯	低所得世帯	一般世帯
①	定率負担	0	24,600→15,000→0	40,200→24,600→15,000→0
②	実費負担	22,000	58,000～22,000（生保適用対象でなくなるまで減免）	
	補足給付	36,000	36,000～10	

## (20歳未満)

一般世帯において、定率負担の利用者負担を0円まで減免しても生活保護対象者となる場合は、低所得者世帯とみなして、補足給付を支給。

すでに低所得者世帯の補足給付を支給されている場合は、どこで暮らしていてもかかる費用の負担を求める考え方から、それ以上の補足給付の特例措置は講じないこととする。

生活保護の対象者については、低所得者世帯と同様の実費負担を求めることとする。

### ※ 補足給付の計算方法

#### ・低所得者世帯、生活保護世帯

補足給付額＝2.5（その他生活費\*）＋1.5（定率負担相当分として固定）  
＋5.8（食費等実費基準額）－5.0（所得階層ごとの標準支出額）＝1.0万円

#### ・一般世帯

補足給付額＝2.5（その他生活費\*）＋定率負担相当分（一人当たり報酬単価／日×30.4日×0.1）＋5.8（食費等実費基準額）－7.9（所得階層ごとの標準支出額）

\*18歳未満の場合は0.9万円加算して、3.4万円とする。

### 定率負担を1.9万円とした場合

		生保世帯	低所得世帯*	一般世帯
①	定率負担	0	24,600→15,000→0	40,200→24,600→15,000→0
②	実費負担	10,000 (1,000)	10,000 (1,000)	35,000→10,000 (26,000→1,000)
	補足給付	48,000 (57,000)	48,000 (57,000)	23,000→48,000 (32,000→57,000)

( )内は18歳未満の場合

\*低所得者世帯については、補足給付の特例措置は行われぬ。

### <手続き>

福祉事務所において、生活保護の申請をした者について、

#### ① 定率負担のみ軽減すれば生活保護の対象者とならない場合

保護の却下を行うとともに、却下通知書に定率負担を24,600円または15,000円または0円とすることを記載する。

利用者は保護の却下通知書を添えて、市町村に定率負担の減免の申請を行う。

市町村においては、申請を受けた場合は、定率負担の減免措置を講ずる。なお、申請された日の属する月の初日にさかのぼって、当該上限額

を適用し、次の定期月額負担上限額の見直し（年に1回の支給決定の見直し）が行われるまで適用する。

- ② ①に加え、食費負担を減免すれば生活保護の対象者とならない場合保護の却下を行うとともに、却下通知書に、下記事項を記載する。
- ・「特例補足給付対象者」
  - ・生活保護において認定した収入額、その者に適用される生活保護の最低生活費の額
- 利用者は保護の却下申請書を添えて、市町村に定率負担の減免及び補足給付の特例額の申請を行う。
- 市町村においては、保護の却下申請通知書に記載された情報を元に、特例補足給付の額を決定する。
- なお、申請された日の属する月の初日にさかのぼって、当該補足給付の額を適用し、次の定期月額負担上限額の見直し（年に1回の支給決定の見直し）が行われるまで適用する。

#### <市町村及び福祉事務所での具体的な事務の流れ>

- 1 障害福祉サービスを利用する者が、福祉事務所に生活保護の申請を行った場合、福祉事務所に対し、市町村の障害部局は
  - ① 該当者の定率負担の額（個別減免後の額）
  - ② 食費等実費負担額（すでに支給されている補足給付の額を控除した額）
  - ③ 補足給付の額を情報提供する。
  
- 2 福祉事務所においては、生活保護基準に上記①及び②の額を加算した額と、申請者の収入額を比較し、
  - A ①の額を減免しなくても生活保護の受給対象とならない場合生活保護を却下する。（障害部局での対応は不要）
  - B ①の額を 24,600→15,000→0 に減免すれば生活保護の受給対象とならない場合保護を却下し、却下通知書に「定率負担減免相当」及びどの段階であるかを記載する。
  - C ①の額を0円にしても、生活保護の受給対象となるが、③の額を最大3.6万円まで増額すれば食費等実費負担額が軽減され、生活保護の受給対象とならない場合保護を却下し、却下通知書に以下のことを記載する。
    - ・「定率負担減免相当」及びその額が0円であること。
    - ・「補足給付特例対象」であること。
  - D ①の額を0円にしても、③の額を3.6万円まで増額しても食費等



実費負担額が重く、生活保護基準を下回る場合  
生活保護の対象となる。

- 3 利用者は却下通知書を添えて、市町村の障害部局に定率負担減免または補足給付特例申請を行う。
- 4 利用者から申請された市町村の障害部局は、  
B の場合は、却下通知書に記載された額まで定率負担を減免する。  
C の場合は、定率負担を0円にしたうえで、却下申請書に記載された情報を元に、生活保護基準に1②の額を加えた額から認定収入額を控除した額を、現在支給している補足給付の額に加えて支給することとする。  
変更後の定率負担及び補足給付の額は申請のあった月の属する日の初日にさかのぼって適用する。
- 5 市町村の障害部局はD の場合については、補足給付を3.6万円支給する。この場合、保護が開始された月に属する月にさかのぼって効力を有するものとする。

## (4) 高額障害福祉サービス費について

### <合算の対象とする費用>

同一世帯に属するものが同一月に受けたサービスによりかかる下記①の利用者負担額と②～⑤のいずれかの利用者負担額を合算する。

- ① 障害者自立支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）に係る定率負担額
- ② 身体障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費の定率負担額（18年1月～9月まで）
- ③ 知的障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費の定率負担額（18年1月～9月まで）
- ④ 児童福祉法に基づく障害児施設給付費（高額障害児施設給付費として償還された費用を除く。）
- ⑤ 介護保険の利用者負担額（高額介護サービス費により償還された費用を除く。）ただし、当該者が、障害福祉サービスに基づく介護給付等を受けた者である場合に限る。

※ ①～④につき、

ア) 通所施設利用者、ホームヘルプ利用者に係る社会福祉法人減免

イ) 災害等による利用者負担減免

が講じられた場合は、講じた後の利用者負担額を合算する。

※ 障害者自立支援法のサービスを利用せずに、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法のサービスのみを利用した場合については、それぞれ、各法の規定に基づき償還する。

### <支給額>

一人当たりの負担上限額が、合算基準額を超えた世帯合算負担額（上記①～④を合算したもの）を個人の負担額の割合で按分した額となるよう、高額障害福祉サービス費を支払う。

- ① 低所得1・・・15,000円
- ② 低所得2・・・24,600円
- ③ 一般世帯・・・40,200円

（階層については、月額負担上限額と同じ。生活保護減免により、月額負担上限額が下がった者については、当該額）

- ・ 1人当たりの負担上限額 = (利用者負担全体合算額 - 合算基準額) ×  
利用者負担額（1人当たり） / 利用者負担全体合算額
- ・ 1人当たり的高額障害福祉サービス費 =  
利用者負担額（1人当たり） - 1人当たり負担上限額

※ 低所得1については、15,000円が個人としての負担上限額であるため、上記の計算額が15,000円を超える場合には、15,000円となるよう高額障害福祉サービス費を支払う。

### <事例>

#### 事例1 介護保険と障害サービスの合算（単身世帯）

・ Aさんが低所得2に該当する場合

Aさんの利用者負担額

介護保険 35,000円 障害福祉サービス 24,600円

①介護保険の負担額は、高額介護サービス費により15,400円（35,000－24,600＝10,400）は償還されるため、介護保険の合算の対象となる額は、24,600円

② $49,200 (=24,600 \times 2) - 24,600 = 24,600$ 円（高額障害福祉サービス費の額）

#### 事例2 同一世帯における合算①

・ Aさん、Bさん、Cさんとも低所得2に該当する場合

Aさん（利用者負担額） 介護保険 35,000円 障害福祉サービス 24,600円

Bさん（利用者負担額） 介護保険 15,000円

Cさん（利用者負担額） 施設訓練等支援費 24,600円

①介護保険の利用による負担額は、高額介護サービス費により下記の額となる

Aさん  $24,600 \times 35,000 \text{円} / (35,000 + 15,000) = 17,220$ 円

→実際にAさんが負担する介護保険の利用者負担額

Bさん  $24,600 \times 15,000 \text{円} / (35,000 + 15,000) = 7,380$ 円

→実際にBさんが負担する介護保険の利用者負担額

②Bさんは介護保険のみ利用しているため、高額障害福祉サービス費の対象外。  
このため、

Aさんの介護保険の利用者負担（17,220円）

障害福祉サービスの利用者負担（24,600円）、

Cさんの施設訓練等支援費の利用者負担（24,600円）

を合算し、Aさん、Cさんの負担を合わせて24,600円となるよう割り振って高額費を支給。

A  $24,600 \times (17,220 + 24,600) / (17,220 + 24,600 + 24,600) = 15,488$

→Aさんの合算後の利用者負担額

$41,820 (=17,220 + 24,600) - 15,488 = 26,332$  → Aさんに支給される高額費

C  $24,600 \times 24,600 / (17,220 + 24,600 + 24,600) = 9,111$

→Cさんの合算後の利用者負担額

$24,600 - 9,111 = 15,489$  → Cさんに支給される高額費

### 事例3 同一世帯における合算②

・世帯では低所得2に属するが、Aさん、Cさん単独で見ると低所得1の場合

Aさん（利用者負担額） 介護保険 35,000円 障害福祉サービス 15,000円

Bさん（利用者負担額） 介護保険 20,000円

Cさん（利用者負担額） 施設訓練等支援費 15,000円

①介護保険の利用による負担額は、高額介護サービス費により下記の額となる

A  $24,600 \times 35,000 \text{円} / (35,000 + 20,000) = 15,654 \text{円} \rightarrow 15,000 \text{円}$

B  $24,600 \times 20,000 \text{円} / (35,000 + 20,000) = 8,945 \text{円}$

②Bさんは介護保険のみ利用しているため、高額障害福祉サービス費の対象外。

このため、

Aさんの介護保険の利用者負担額（15,000円）

障害福祉サービスの利用者負担額（15,000円）

Cさんの施設訓練等支援費の利用者負担額（15,000円）

を合算し、AさんとCさんの負担を合わせて15,000円となるよう割り振って高額費を支給。

A  $24,600 \times (15,000 + 15,000) / (15,000 + 15,000 + 15,000)$

$= 16,399 \rightarrow 15,000$ （負担額）

$30,000 (= 15,000 + 15,000) - 15,000 = 15,000$ （高額費）

C  $24,600 \times 15,000 / (15,000 + 15,000 + 15,000) = 8,199$ （負担額）

$15,000 - 8,199 = 6,801$ （高額費）

## (5) 社会福祉法人減免について

### 【基本的考え方】

- 社会福祉法人については、低所得者も福祉サービスを利用できるようにすることを目的とする公共性の高い法人として制度上位置づけられているものであり、このため、社会福祉法人が利用料を自ら負担することで、利用者負担を減免することができるものとする。

その際、激変緩和の観点から、一定の範囲の者に対する利用料減免措置については、経過的に、特に公費による助成を行うことによりその実施を促進する。

### 【公費負担による減免対象】

#### ○ 減免対象

下記サービスを利用する場合の一の事業者に係る一月の利用額のうち、月額負担上限額の半額を超える額を減免

低所得1・・・7,500円を超える額

低所得2・・・12,300円（①については、7,500円で検討中）を超える額

- ① 在宅で生活をする者のうち、通所施設、デイサービスを利用する場合の定率負担分
- ② 20歳未満の施設入所者の定率負担分
- ③ ホームヘルプ等の定率負担分

実費負担については、すでに低所得者に対する配慮措置を講じていることから、減免の対象としない。

### 【公費負担による減免対象となる低所得者】

- 低所得1, 2の者のうち、申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者（以下「申請者等」という。）が一定の固定資産以外の固定資産等\*を有さず、申請者等の収入及び預貯金等の額が一定額\*\*以下の者

\* 一定の固定資産

- ・ 現に申請者、配偶者、子、親、兄弟姉妹の一定の親族が居住している不動産（土地、建物）
- ・ 資産価値が低いことにより現実的に処分が困難であると市町村が判断した不動産  
（例）負債の額が不動産の評価額を上回る場合

\*\* 額については、生活保護の最低生活費、グループホーム入所者等の個別減免の基準等を参考に設定。世帯の人数に応じて額を変更ことを検討。

(対象者の認定方法)

- 減免対象者であることを利用者が必要書類を添付して申請する。ただし、実際の申請を行う場合には、事業者がとりまとめて、市町村に申請書を提出することも認める。

市町村において対象者である認定を行った場合は、社会福祉法人減免の公費助成対象者である旨の確認証を発行する。

- 在宅で暮らす者について、収入や資産額を認定するものであるため、多様な生活実態があることを踏まえ、市町村の事務の簡素化の観点等から、申請者の属する世帯の主たる生計維持者\*の収入額及び障害者の受ける年金額、資産を確認することで、当該世帯における収入額、資産額を確認したものとみなす。

\*主たる生計維持者は世帯でもっとも収入額の多い者とするが、住民票の世帯主等を収入の多い者としてみなすことができることとする。

- 認定方法

- ・申請者及び主たる生計維持者の収入額並びに障害年金の額の合計額が基準額以下であること。

申請者及び主たる生計維持者の収入額を確認できるもの（給与の証明書、事業収入がわかる資料）及び年金証書、年金振り込み通知書の写しを申請書に添付。

- ・預貯金額が一定額以下であること、一定の固定資産を有していないこと

申請者及び主たる生計維持者の主たる収入を管理する通帳の写し、居住用以外の固定資産を有していないこと証明できるもの（固定資産税の写し、住民票の写し等）

## 【社会福祉法人に対する公費助成】

減免対象額のうち一定割合を公費助成対象とする。（具体的な割合については、今後検討）

（負担割合は、国 1 / 2、市町村・都道府県 1 / 4 ずつ）

## 【社会福祉法人減免の対象となる法人について】

- 社会福祉法人を原則とする。
- なお、市町村が、当該市町村が属する地域（都道府県障害福祉計画における都道府県が定める区域）において障害福祉サービスを提供する社会福祉法人がないと認めた場合は、例外的に社会福祉法人以外の法人も対象とする。
- 社会福祉法人減免を行う法人は都道府県知事に届け出るものとする。

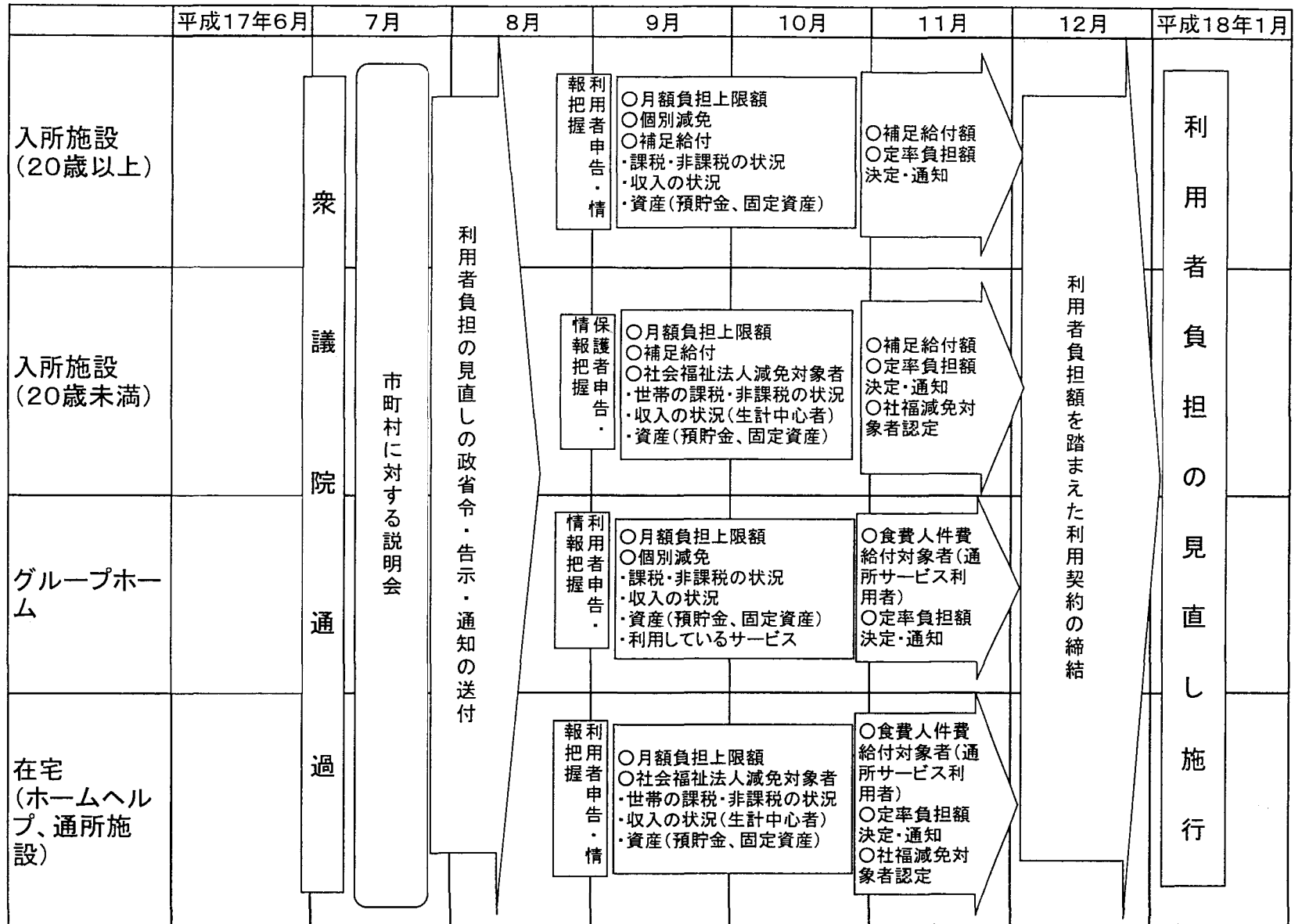
## 【高額障害福祉サービス費及び月額負担上限額の関係について】

- 高額障害福祉サービス費については、社会福祉法人減免を適用後の利用者

負担額をもとに算定すること。

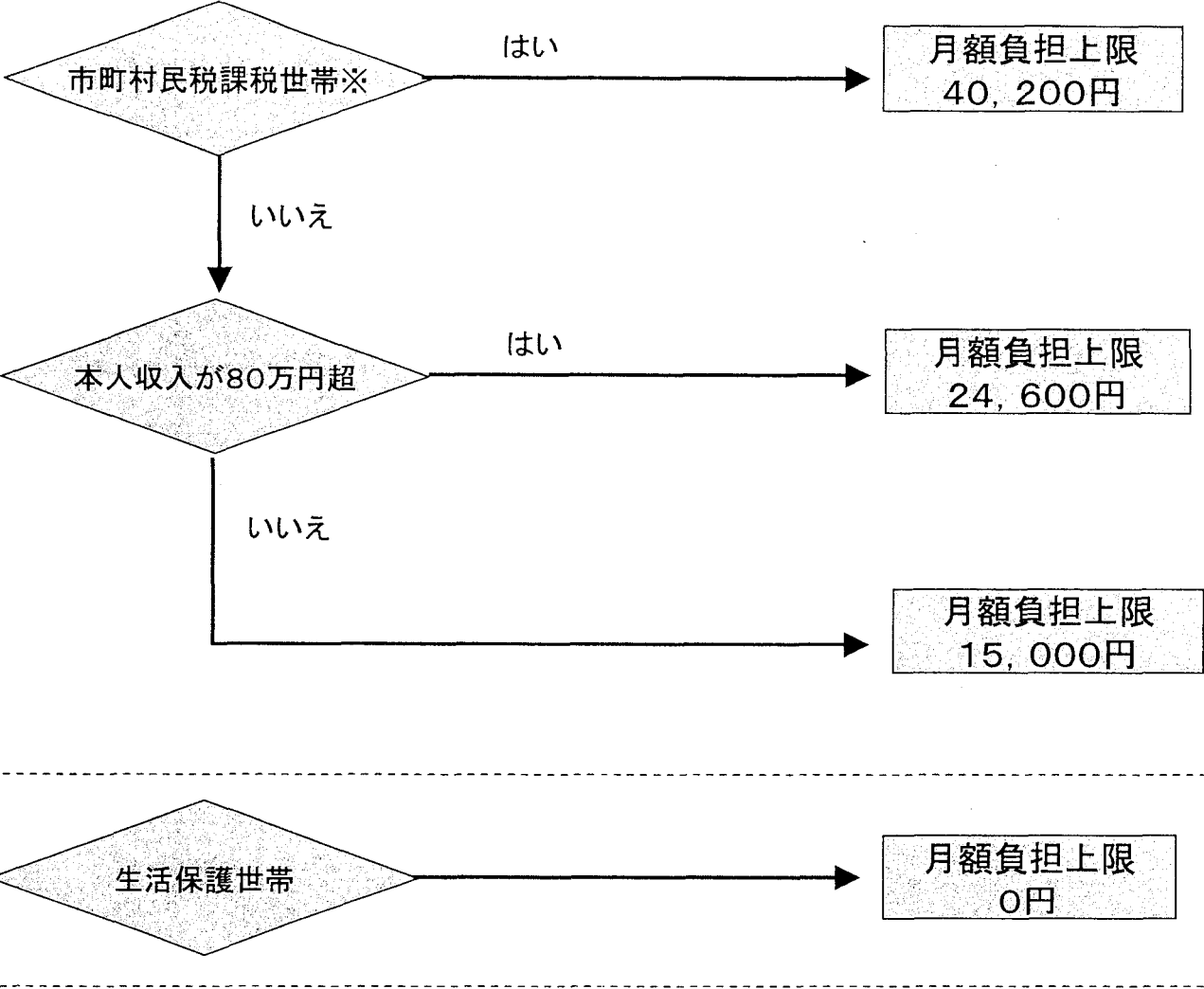
- 月額負担上限額の算定についても、各事業者ごとに講じられた社会福祉法人減免を適用した後の利用者負担額をもとに行うこと。

(6) 利用者負担の見直しに伴うスケジュールについて

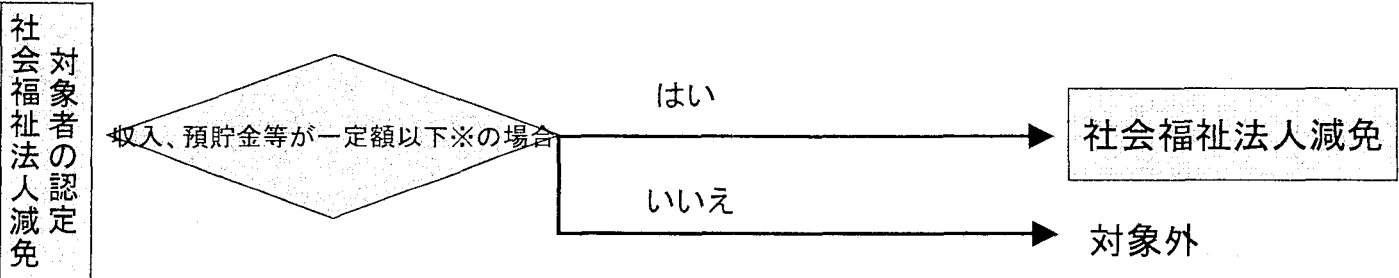




# 在宅で暮らす方の場合

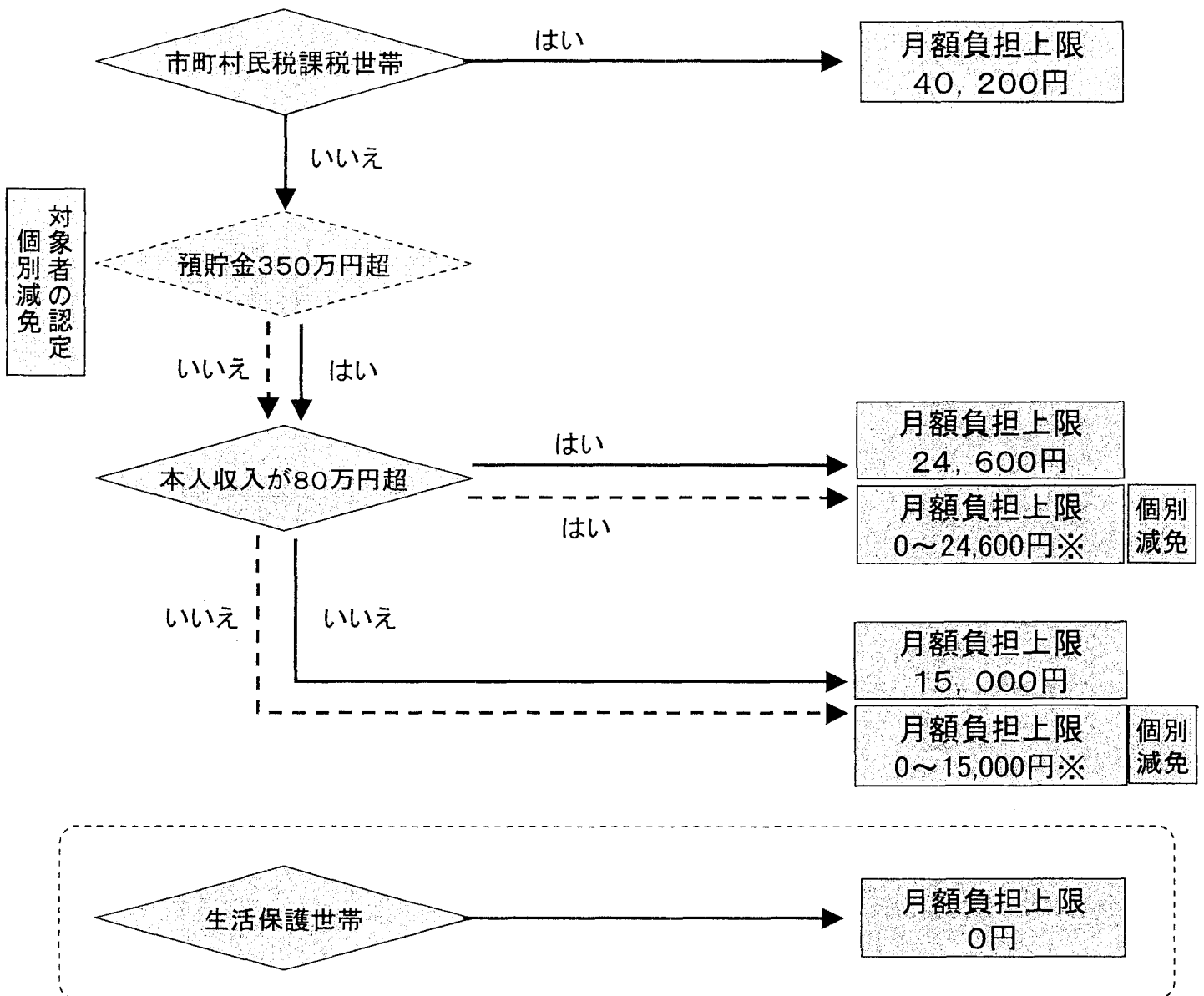


※ 市町村民税非課税世帯の場合、社会福祉法人減免があります。

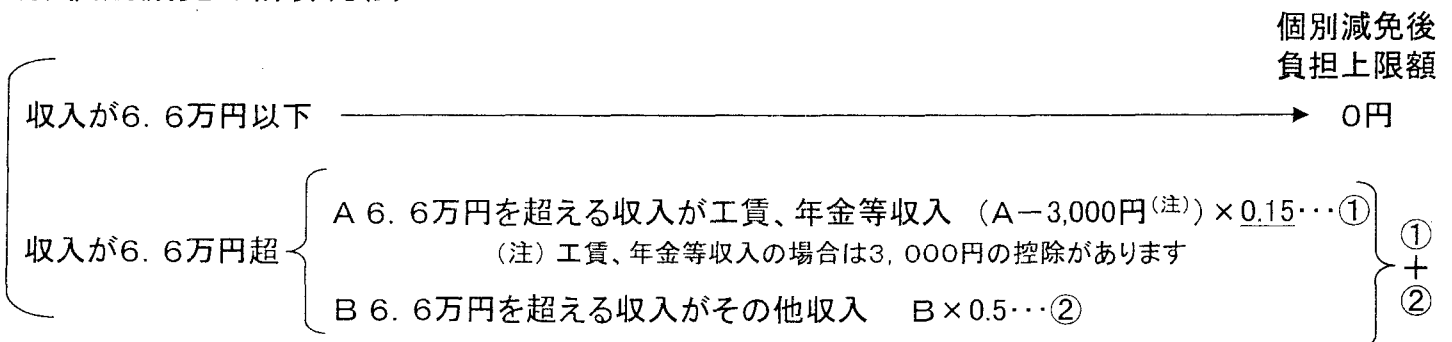


※ 収入、預貯金等は世帯の人数に応じて一定額を設定

# グループホームで暮らす方の場合

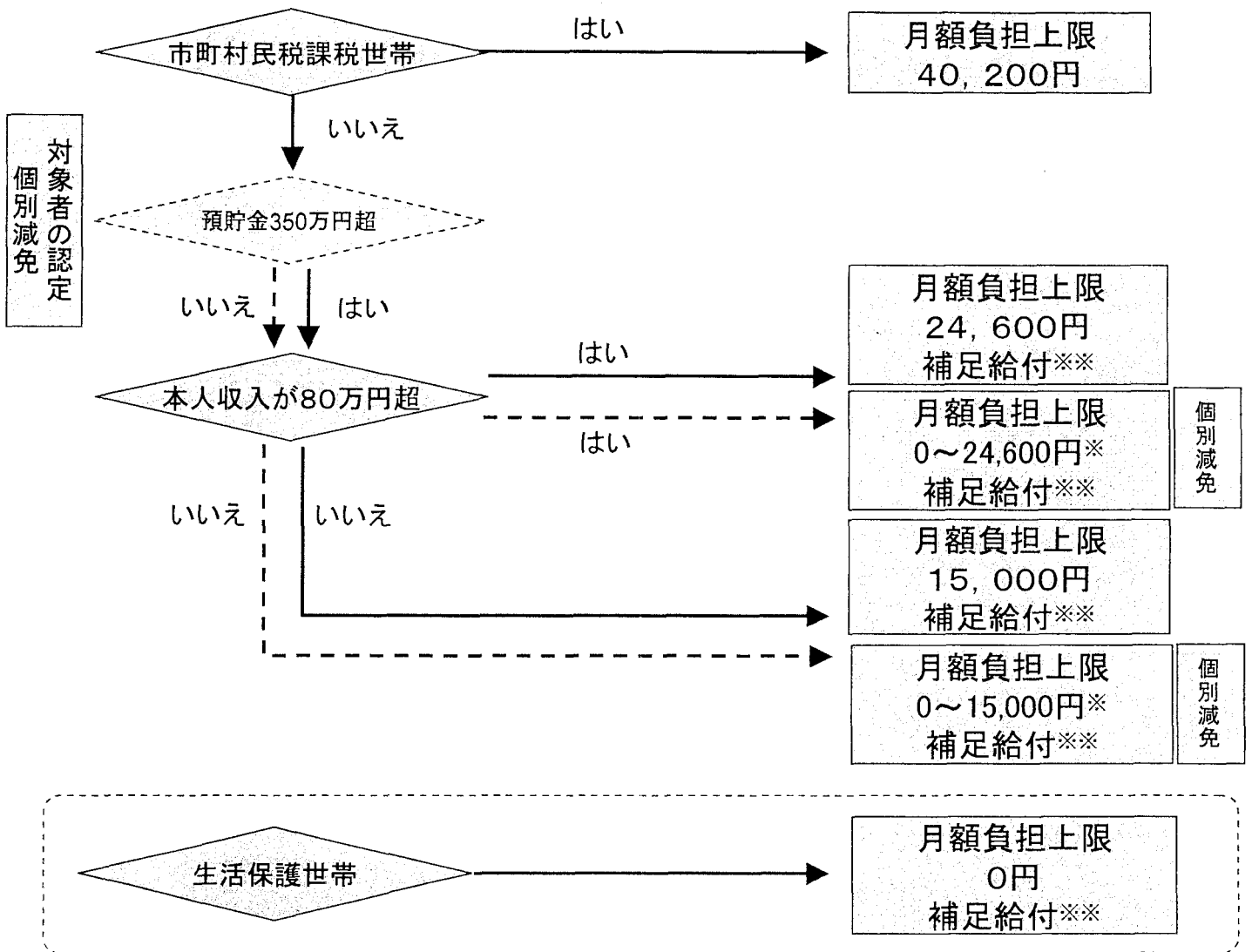


## ※ 個別減免の計算方法

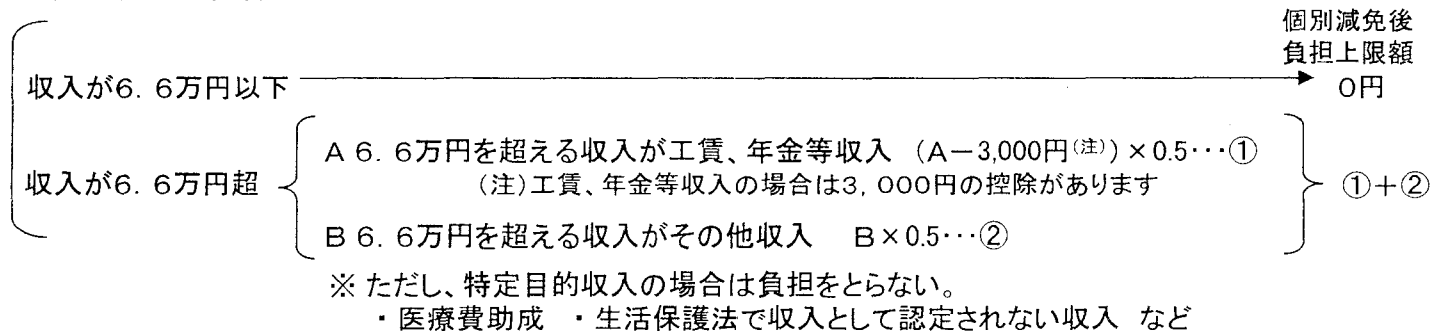


※ ただし、特定目的収入の場合は負担をとらない。  
・ 医療費助成 ・ 生活保護法で収入として認定されない収入 など

# 施設で暮らす方（20歳以上）の場合

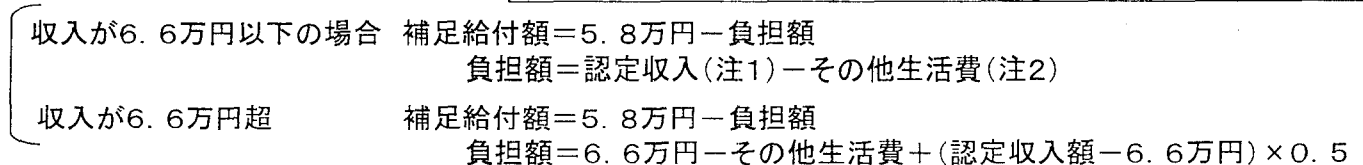


## ※ 個別減免の計算方法

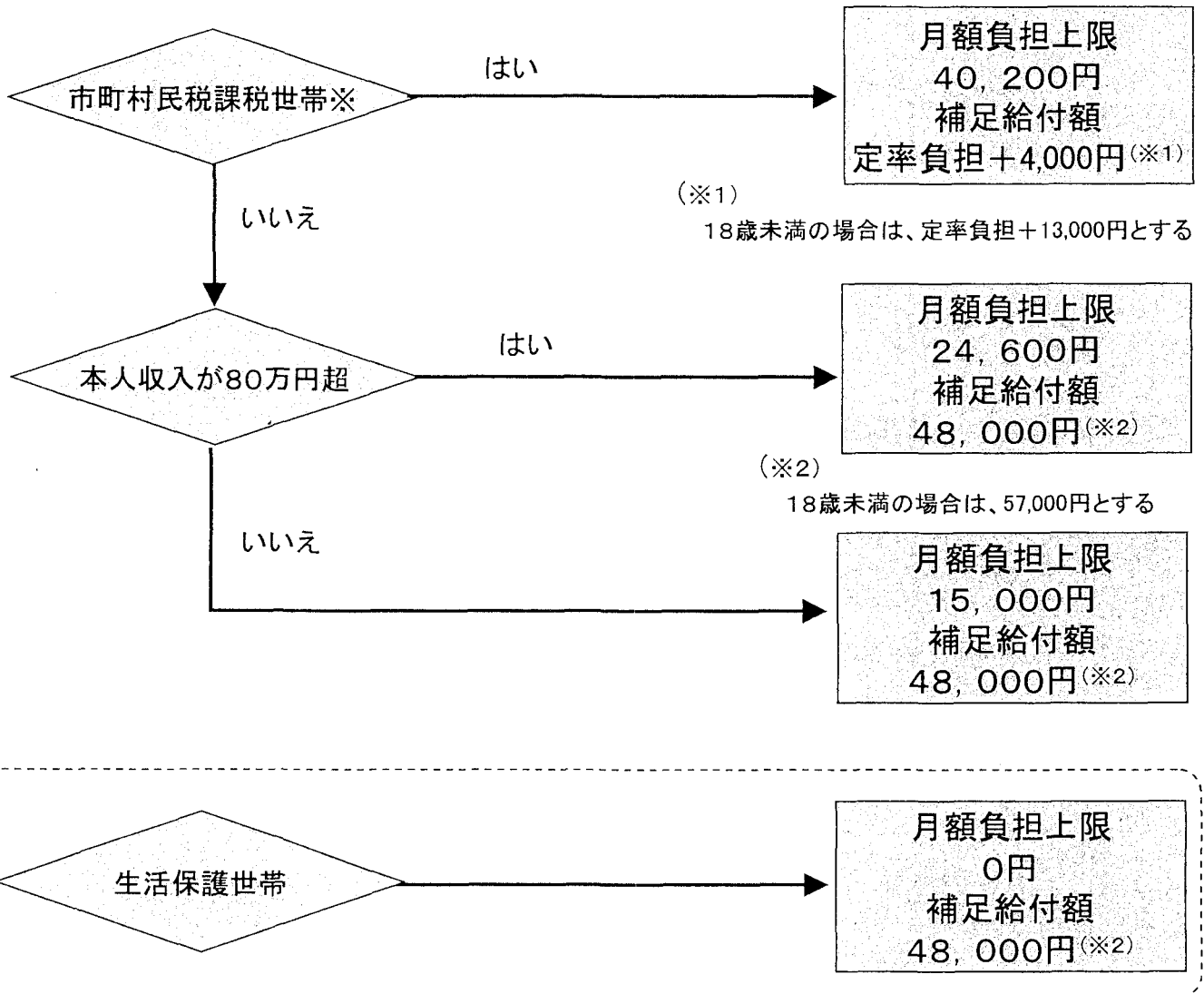


(注1) 認定収入…特定目的収入以外の収入  
 (注2) その他生活費  
 20~59歳(障害基礎年金1級受給者除く)…2.5万円  
 60~65歳、障害基礎年金1級受給者、身体障害者療護施設入所者…2.8万円  
 65歳以上(身体障害者療護施設入所者除く)…3.0万円

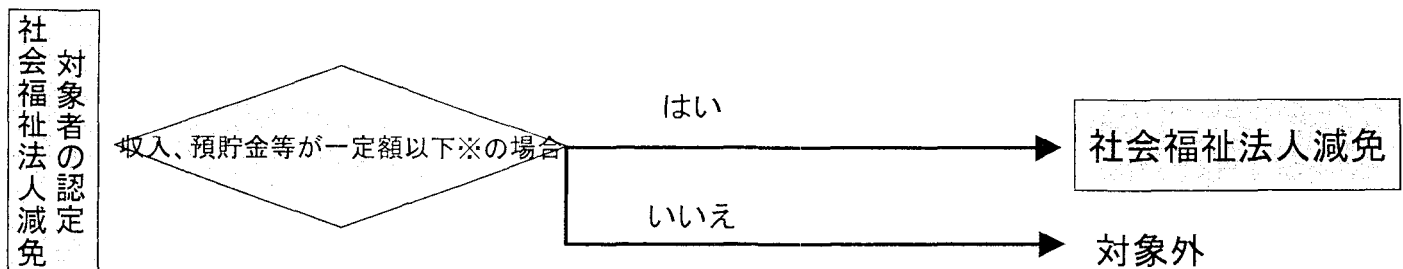
## ※※ 補足給付額の決定



# 施設で暮らす方（20歳未満）の場合



※ 市町村民税非課税世帯の場合、社会福祉法人減免があります。



※ 収入、預貯金等は世帯の人数に応じて一定額を設定

# 障害福祉サービスの利用者負担について

( 自治体名 )

## ● 障害福祉サービスの利用者負担の考え方

～ 平成18年1月から障害福祉サービスの利用者負担が変わります ～

障害者自立支援法が施行されることにより、利用者負担の仕組みがこれまでの所得に応じた応能負担から、利用するサービスの量に応じた定率負担に変わります。

### 原則

- 障害福祉サービスについても、必要な人すべてが適切にサービスを利用できる制度（普遍的な制度）を目指します。
  - 介護保険や医療保険と同じように、利用した量に応じて支払う仕組み
- 施設と在宅の負担の均衡を図ります。
  - 施設でも、在宅でも同じように必要となる食費等の費用について負担。

様々な負担軽減措置を講じています。

- ・ 月額負担上限
- ・ 補足給付
- ・ 高額障害福祉サービス費

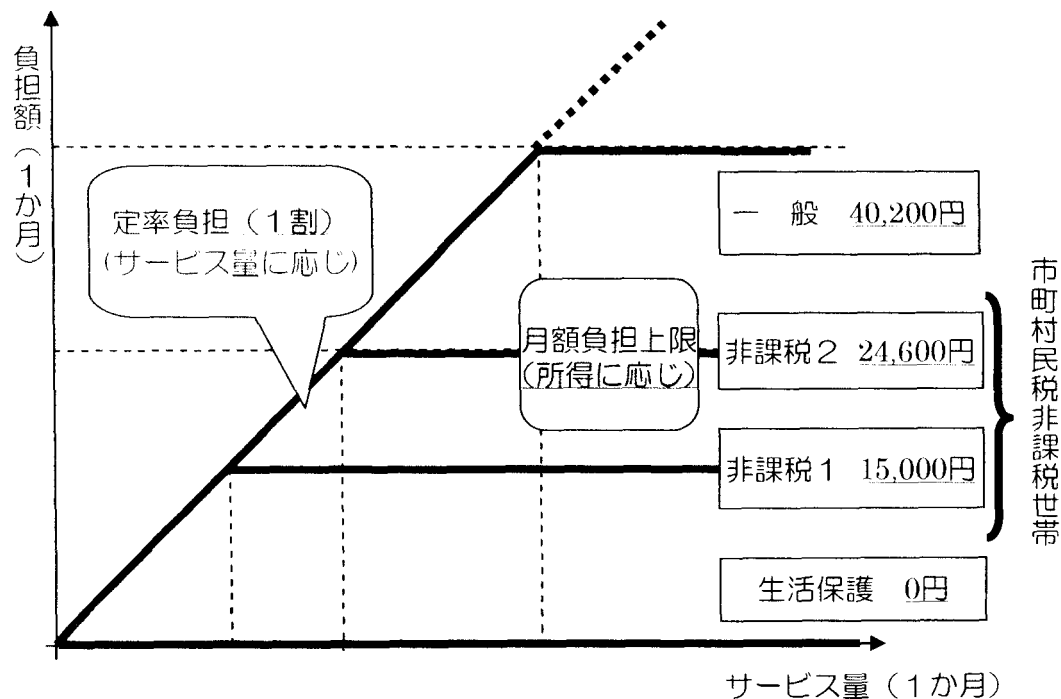
障害者の中には年金だけで暮らしている方や資産が少ない方がいることから、さらに様々な軽減措置を行っています。

- ・ 個別減免
- ・ 通所施設の食費軽減
- ・ 社会福祉法人減免
- ・ 生保減免

# ● 定率負担に係る措置

～ 利用者負担の月額上限措置について ～

障害福祉サービスの定率負担の1か月間の合計額は、所得段階に応じた一定額を上限とします。



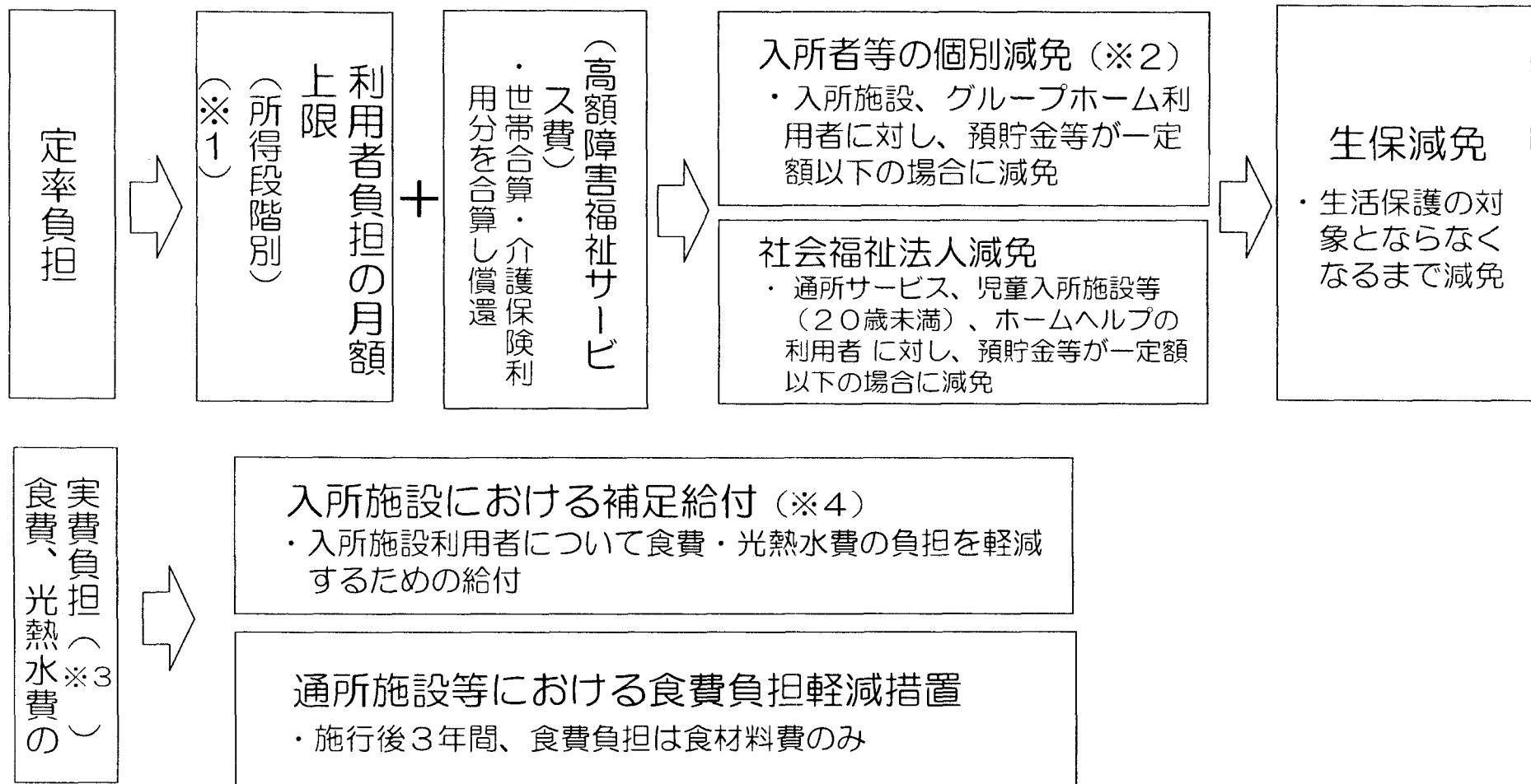
## 利用者負担の軽減措置に係る区分

- 生活保護世帯：生活保護世帯に属する者
- 非課税世帯1：世帯主及び世帯員のいずれも市町村民税（均等割）が非課税の世帯で、本人の年収が80万円（障害者基礎年金2級相当）以下の者
- 非課税世帯2：世帯主及び世帯員のいずれもが市町村民税（均等割）が非課税である世帯に属する者（非課税世帯1以外の者）
- 一般世帯：市町村民税（均等割）の課税世帯に属する者

※ 精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したものの対象となります。移行までは、現行と同じ仕組みです。

（注）住民基本台帳上同一の世帯に属する方を同一の世帯とする。

## ● 利用者負担に係る軽減措置



※1 加えて、高額障害福祉サービス費として、介護保険利用負担分等の合算による軽減措置を講じます。

※2 施行後3年間実施します。

※3 特に栄養管理等が必要な者については、平成18年10月の新施設・事業体系の報酬設定の際に別途評価方法を検討します。

※4 入所施設における食費等に係る実際のコスト等を調査し、その結果を補足給付の基準額に反映します。



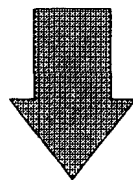
## ● 利用者負担の変化①

### 在宅で暮らす方の場合

< 今まで >

◇ 所得に応じて0～満額\*まで負担

\*サービスに要する費用（事業費）の全額



< 今後は >

■ ホームヘルプサービスを利用する方

◇ 利用額の一割（定率負担）

〔 同じ世帯にいる方の  
所得に応じた上限額 〕

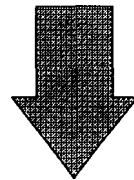
■ 通所、デイサービス、ショートステイを利用する方

◇ 利用額の一割（定率負担）

## グループホームで暮らす方の場合

< 今まで >

◇食費、家賃等負担



< 今後は >

◇食費、家賃等負担

◇グループホーム利用料

利用額の一割（定率負担）

■さらに、通所、デイサービス等を利用す

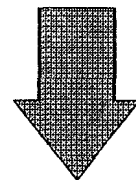
## ● 利用者負担の変化②

入所施設で暮らす方（20歳以上）の場合

< 今まで >

◇ 所得に応じて0～満額\*まで負担

\*身体障害者療護施設であれば96,000円



< 今後は >

◇ 利用額の一割（定率負担）

※ 本人の所得に応じた上限額（世帯分離していることを前提）

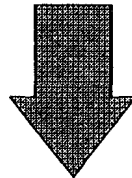
※ 市町村民税非課税の方で資産が少ない方については、さらに利用料の減免措置

## 入所施設で暮らす方（20歳未満）の場合

< 今まで >

◇所得に応じて0～満額\*まで負担

\*身体障害者療護施設であれば96,000円



< 今後は >

◇利用額の一割（定率負担）

※ 保護者等の所得に応じた上限額

※ 市町村民税非課税世帯の方で、収入、  
資産の少ない方について、社会福祉法

# 心神喪失者等医療観察法の施行について

# 医療観察法の施行について

## 【医療観察法の施行】

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行 平成17年7月15日施行

医療観察法に関する政省令は次のとおり(平成17年7月15日施行)

- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行期日を定める政令(平成17年政令第232号)
- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第233号)
- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則(平成17年法務省令・厚生労働省令第2号)
- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令(厚生労働省令第117号)
- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第百三条第一項及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令第十五条の規定により地方厚生局長に委任する権限を定める省令

## 【新たな処遇決定手続の創設】

- 精神保健判定医名簿・精神保健参与員候補者名簿の提出  
処遇事件毎に精神保健審判員等を選任するために必要となる名簿を最高裁及び各地裁に対し提出済み
- 鑑定入院を引き受ける医療機関リストの提出  
施行に際して必要な医療機関のリストについては所管である法務省及び最高裁に対し提出済み

## 【対象者の処遇施設の整備】

- 指定入院医療機関の確保(別紙1)
- ・ 国立精神・神経センター武蔵病院について17年7月15日付けで指定入院医療機関として指定
  - ・ 国関係では現計画8か所以外に追加を調整中、都道府県関係では1か所が計画中
- 指定通院医療機関の確保(別紙2)  
施行に際して必要な医療機関数は確保したが、今後も確保が遅れている都道府県は個別に対応
- ・ 指定数216病院
- 入院している者に対する行動制限等に関する基準  
行動制限の内容や処遇についての基準を精神保健福祉法と同様の内容で告示済み
- 処遇改善請求制度の実施に向けた準備  
処遇改善請求に対する審査を行うため、社会保障審議会に「医療観察法部会(仮称)」を設置予定

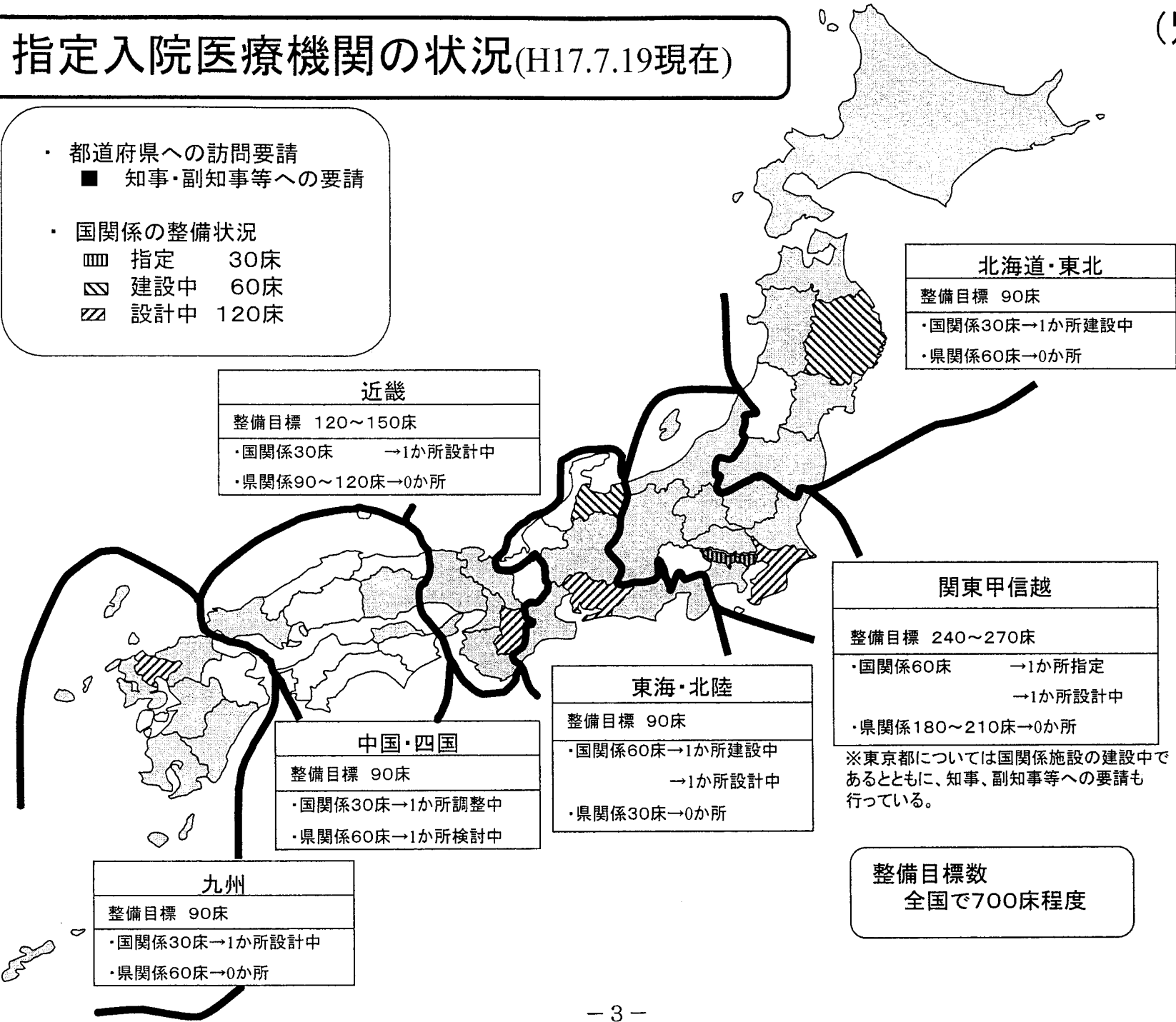
## 【退院後の体制の確立】

- 地域における連携体制の確保  
全都道府県から、保護観察所と都道府県が共同して作成する地域における運用の細則が提出された

事 項	指定数等	備 考
○ 精神保健判定医名簿の提出	推薦数 415	H16.11.1提出
○ 精神保健参与員候補者名簿の提出	推薦数 404	H16.11.1提出
○ 鑑定入院を引き受ける医療機関リストの提出	提出数 171	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国関係 14</li> <li>・都道府県関係 24</li> <li>・民間等 133</li> </ul>
○ 指定入院医療機関の確保(国関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・17年度中整備見通し 3か所</li> <li>・設計中 4か所</li> <li>・設計未着手 1か所</li> </ul>	
○ 指定入院医療機関の確保(都道府県関係)	前向きに検討中 2都道府県 ※1か所は予算計上済	
○ 指定通院医療機関の確保	指定数 216	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国関係 8</li> <li>・都道府県関係 38</li> <li>・民間等 170</li> </ul>

# 指定入院医療機関の状況(H17.7.19現在)

- 都道府県への訪問要請
  - 知事・副知事等への要請
- 国関係の整備状況
  - ▣ 指定 30床
  - ▨ 建設中 60床
  - ▧ 設計中 120床



北海道・東北
整備目標 90床
・国関係30床→1か所建設中
・県関係60床→0か所

近畿
整備目標 120~150床
・国関係30床 →1か所設計中
・県関係90~120床→0か所

関東甲信越
整備目標 240~270床
・国関係60床 →1か所指定
→1か所設計中
・県関係180~210床→0か所

東海・北陸
整備目標 90床
・国関係60床→1か所建設中
→1か所設計中
・県関係30床→0か所

中国・四国
整備目標 90床
・国関係30床→1か所調整中
・県関係60床→1か所検討中

九州
整備目標 90床
・国関係30床→1か所設計中
・県関係60床→0か所

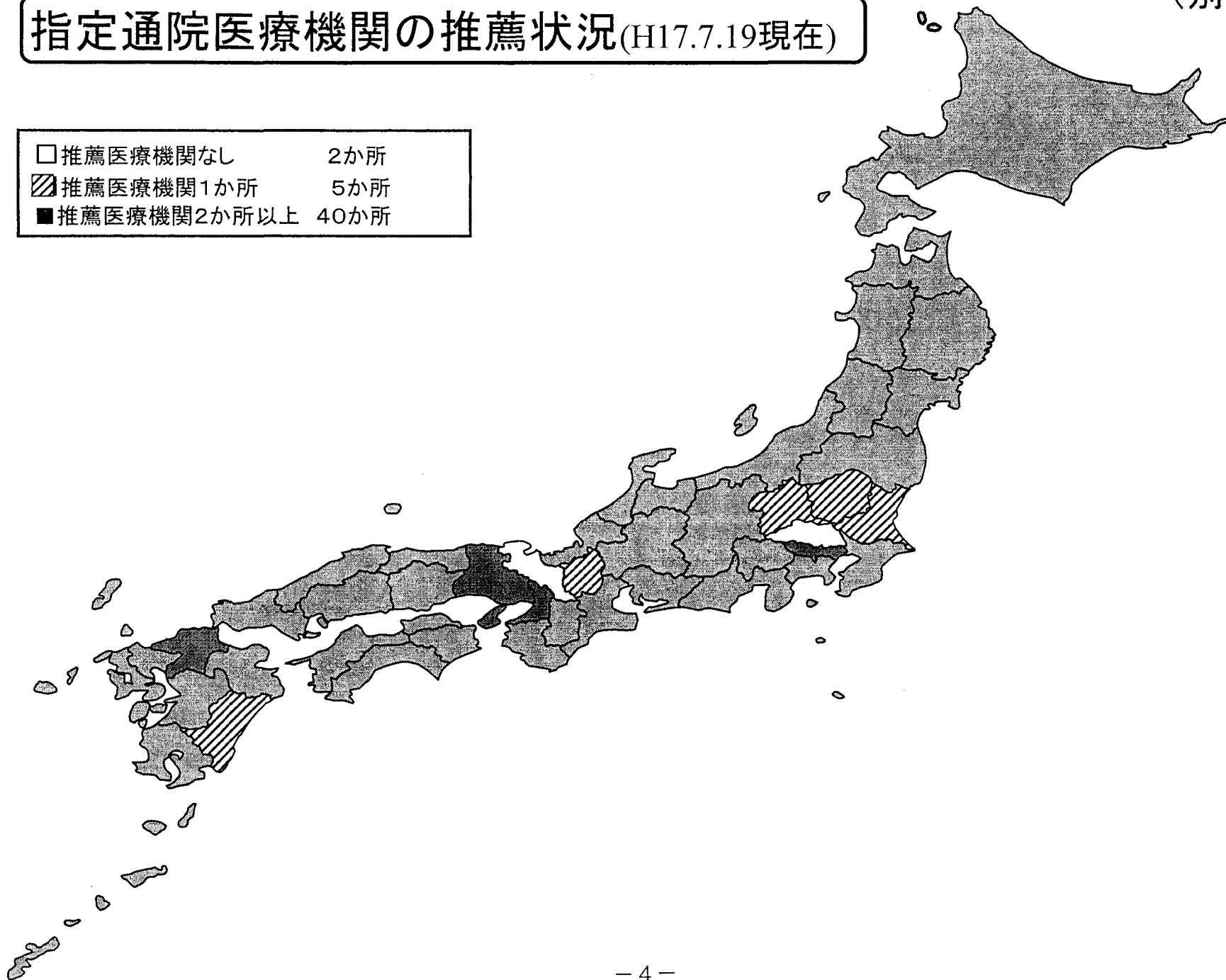
整備目標数  
全国で700床程度

※東京都については国関係施設の建設中であるとともに、知事、副知事等への要請も行っている。



指定通院医療機関の推薦状況(H17.7.19現在)

□ 推薦医療機関なし	2か所
▨ 推薦医療機関1か所	5か所
■ 推薦医療機関2か所以上	40か所



## 障害者自立支援法案の審議状況（衆議院）

※ 敬称略

## これまでの審議の状況

2月10日 「障害者自立支援法案」閣議決定・国会提出

4月26日 衆・本会議 趣旨説明・質疑  
中根 康博（民主） 古屋 範子（公明）

27日 衆・厚生労働委員会 提案理由説明

5月11日 衆・厚生労働委員会 法案質疑①（5時間）  
石崎 岳（自民） 30分 古屋 範子（公明） 30分  
阿部 知子（社民） 30分 石毛 鏡子（民主） 90分  
園田 康博（民主） 90分 山口 富男（共産） 30分13日 衆・厚生労働委員会 法案質疑②（7時間15分）  
園田 康博（民主） 30分 中山 泰秀（自民） 45分  
小林千代美（民主） 60分 山口 富男（共産） 30分  
阿部 知子（社民） 30分 松野 信夫（民主） 60分  
山井 和則（民主） 60分 泉 健太（民主） 60分  
中根 康浩（民主） 60分17日 衆・厚生労働委員会 参考人質疑①  
（参考人）  
森 祐司（社会福祉法人日本身体障害者団体連合会事務局長）  
笹川 吉彦（社会福祉法人日本盲人会連合会長）  
尾上 浩二（特定非営利活動法人DPI日本会議事務局長）  
松友 了（社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事）  
小松 正泰（財団法人全国精神障害者家族会連合会理事長）  
安藤 豊喜（財団法人全日本聾唖連盟理事長）  
大濱 眞（社団法人全国脊髄損傷者連合会副理事長）  
藤井 克徳（日本障害者協議会常務理事）18日 衆・厚生労働委員会 法案質疑③（7時間）  
梶屋 敬悟（公明） 60分 城島 正光（民主） 50分  
馬淵 澄夫（民主） 40分 水島 広子（民主） 90分  
五島 正規（民主） 120分 山口 富男（共産） 30分  
阿部 知子（社民） 30分19日 衆・厚生労働委員会 参考人質疑②  
（参考人）  
輪島 忍（社団法人日本経済団体連合会労働政策本部雇用・労務管理  
グループ長）  
長谷川裕子（日本労働組合総連合雇用法制対策局長）  
土師 修司（特定非営利活動法人障害者雇用部会副理事長）  
竹中 ナミ（社会福祉法人プロップ・ステーション理事）

## 障害者自立支援法案に対する修正案要綱

### 第一 目的

この法律による障害福祉サービスに係る給付その他の支援は、障害者基本法の基本的理念にのっとり行われることを明記するものとする。

(第一条関係)

### 第二 自立支援医療の施行期日の変更

自立支援医療に関する規定の施行期日を、平成十七年十月一日から平成十八年一月一日に改めるものとする。

(附則第一条関係)

### 第三 検討

一 この法律の施行後三年を目途として行われるこの法律の規定についての検討は、障害者等の範囲の検討を含むことを明記するものとする。

(附則第三条第一項関係)

二 就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方についての検討規定を追加するものとする。

(附則第三条第三項関係)

## 障害者自立支援法案に対する修正案

障害者自立支援法案の一部を次のように修正する。

第一条中「この法律は」の下に「、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的理念にのっとり」を加える。

第八十八条第四項中「（昭和四十五年法律第八十四号）」を削る。

附則第一条第一号中「及び第百十八条」を「、第百十五条、第百十六条及び第百二十条」に改め、同条第二号を次のように改める。

### 二 削除

附則第三条第一項中「について」の下に「、障害者等の範囲を含め」を加え、同条に次の一項を加える。

3 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第四条中「附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」を「この法律の施行の日（以下「施行日」と

いう。」に、「同日」を「施行日」に改める。

附則第五条第一項中「附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」を「施行日」に、「同日」を「施行日」に改め、同条第二項中「附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」を「施行日」に改める。

附則第六条中「附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」を「施行日」に、「同条第四号」を「附則第一条第四号」に改める。

附則第七条中「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」を「施行日」に改める。

附則第二十四条中「附則第一百七条」を「附則第一百九条」に改める。

附則第二十八条、第三十八条及び第五十条中「附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」を「施行日」に改める。

附則第一百八条を附則第二百二十条とし、附則第一百五條から第一百七條までを二条ずつ繰り下げ、附則第百十四條の次に次の二條を加える。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百十五条 地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第十号及び第三条第一項中「附則第一条第二号に掲げる規定」を削る。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百十六条 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号口中「第二十六条第二項の改正規定、同法」を削り、「附則第二十条、第二十三条」を「附則第二十三条」に改め、同条第三号口中「租税特別措置法」の下に「第二十六条第二項の改正規定及び同法」を、「改正規定」の下に「並びに附則第二十条の規定」を加える。

附則第二十条中「平成十七年十月一日」を「平成十八年一月一日」に改める。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、約二十三億円の見込みである。

障害者自立支援法案に対する修正案対照条文

修正案

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第八十八条 (略)

2・3 (略)

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十四条、第四十六条、第一百十五条、第一百十六条及び第一百二十条の規定 公布の日

原案

(目的)

第一条 この法律は、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第二十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第八十八条 (略)

2・3 (略)

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十四条、第四十六条及び第一百十八条の規定 公布の日



三〇五 (略)

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

3 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(自立支援医療に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において

二 第四条第一項から第三項まで、第五条第十八項、第二章第一節(自立支援医療費の支給に係る部分に限る。)、第十九条(第一項を除く。)、第三十六条第三項、第五十条第一項及び第二項、第二章第三節(第七十条から第七十二条までを除き、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条の規定は自立支援医療に係る部分に限る。)、第九十二条第二号(自立支援医療費の支給に係る部分に限る。)、第九十三条第一号、第九十四条第一項第二号(第九十二条第二号に係る部分に限る。)、第九十五条第一項第二号(第九十二条第二号に係る部分に限る。)、及び第三号、第九十六条(児童相談所設置市に係る部分を除く。)、第九十七条、第九十八条並びに第九十九条、第一百零四条並びに第一百零五条第一項及び第二項(自立支援医療費の支給に係る部分に限る。))並びに附則第四条から第六条まで、第二十五条、第二十八条、第三十五条、第三十八条、第四十七条、第五十条、第九十四条、第九十七条、第九十五条、第九十六条、第九十八条及び第九十七条の規定 平成十七年十月一日

三〇五 (略)

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

(自立支援医療に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に附

現に附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第二十条第一項の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給を受けている障害児の保護者、附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十九条第一項の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給を受けている障害者並びに附則第四十七条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第一項の規定による医療に必要な費用の負担を受けている障害者及び障害児の保護者については、厚生労働省令で定めるところにより、施行日に、第五十二条第一項の規定による支給認定を受けたものとみなす。

第五条 施行日において現に附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十九条の二第一項の指定を受けている医療機関及び附則第四十七条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第一項の医療を担当するものとして厚生労働省令で定める基準に該当する医療機関は、施行日に、第五十四条第二項の指定があつたものとみなす。

2 前項の規定により第五十四条第二項の指定があつたものとみなされた医療機関に係る同項の指定は、当該医療機関が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に第五十九条第一項の申請をしないときは、第六十条第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。

(費用負担に関する経過措置)

第六条 施行日から附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第九十四条第一項第二号中「費用」とあるのは、「費用（社会福祉法に定める福祉に関する事務所を設置しない町村が支弁するものに限る。）」とする。

(特定施設入所障害者に関する経過措置)

則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第二十条第一項の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給を受けている障害児の保護者、附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十九条第一項の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給を受けている障害者並びに附則第四十七条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第一項の規定による医療に必要な費用の負担を受けている障害者及び障害児の保護者については、厚生労働省令で定めるところにより、同日に、第五十二条第一項の規定による支給認定を受けたものとみなす。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十九条の二第一項の指定を受けている医療機関及び附則第四十七条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第一項の医療を担当するものとして厚生労働省令で定める基準に該当する医療機関は、同日に、第五十四条第二項の指定があつたものとみなす。

2 前項の規定により第五十四条第二項の指定があつたものとみなされた医療機関に係る同項の指定は、当該医療機関が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に第五十九条第一項の申請をしないときは、第六十条第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。

(費用負担に関する経過措置)

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第四号に掲げる規定の施行の前日までの間は、第九十四条第一項第二号中「費用」とあるのは、「費用（社会福祉法に定める福祉に関する事務所を設置しない町村が支弁するものに限る。）」とする。

(特定施設入所障害者に関する経過措置)

第七条 施行日から附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十九条第三項中「介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項」とあるのは「訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて又は知的障害者福祉法第十五条の三十二第一項の規定により入居の措置が採られて共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居している障害者、身体障害者福祉法第十七条の十第一項の規定により同項の施設訓練等支援費の支給を受けて又は同法第十八条第三項」と、「障害者支援施設、のぞみの園又は第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設」とあるのは「同法第三十条に規定する身体障害者療護施設（以下この項において「身体障害者療護施設」という。）」と、「障害者支援施設、のぞみの園、第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設」とあるのは「共同生活住居、身体障害者療護施設」と、「入所前」とあるのは「入居又は入所の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入居又は入所をして」と、「入所した」とあるのは「入居又は入所をした」と、同条第四項中「入所して」とあるのは「入居し、又は入所して」とする。

（施行前の準備）

第二十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百九条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、第十九条から第二十二条までの規定による支給決定の手続、第三十六条（第四十条において準用する場合を含む。）及び第三十八条の規定による第二十九條第一項の指定の手続、第五十九條の規定による第五十四條第二項の指定の手続、第七十九條第二項の届出、第八十八條の規定による市町村障害福祉計画の策定の準備、第八十九條の規定による都道府県障害福祉計画の策定の準備その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

第七条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十九条第三項中「介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項」とあるのは「訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて又は知的障害者福祉法第十五条の三十二第一項の規定により入居の措置が採られて共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居している障害者、身体障害者福祉法第十七条の十第一項の規定により同項の施設訓練等支援費の支給を受けて又は同法第十八条第三項」と、「障害者支援施設、のぞみの園又は第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設」とあるのは「同法第三十条に規定する身体障害者療護施設（以下この項において「身体障害者療護施設」という。）」と、「障害者支援施設、のぞみの園、第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設」とあるのは「共同生活住居、身体障害者療護施設」と、「入所前」とあるのは「入居又は入所の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入居又は入所をして」と、「入所した」とあるのは「入居又は入所をした」と、同条第四項中「入所して」とあるのは「入居し、又は入所して」とする。

（施行前の準備）

第二十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百七条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、第十九条から第二十二条までの規定による支給決定の手続、第三十六条（第四十条において準用する場合を含む。）及び第三十八条の規定による第二十九條第一項の指定の手続、第五十九條の規定による第五十四條第二項の指定の手続、第七十九條第二項の届出、第八十八條の規定による市町村障害福祉計画の策定の準備、第八十九條の規定による都道府県障害福祉計画の策定の準備その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 施行日前に行われた附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第二十条第一項の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給については、なお従前の例による。

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 施行日前に行われた附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十九条第一項の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給については、なお従前の例による。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十条 施行日前に行われた附則第四十七条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第一項の規定による医療に必要な費用の負担については、なお従前の例による。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百十五条 地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第十号及び第三条第一項中「附則第一条第二号に掲げる規定」を削る。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百十六条 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号ロ中「第二十六条第二項の改正規定、同法」を削り、「附則第二十条、第二十三条」を「附則第二十三条」に改め、同条第三号ロ中「租税特別措置法」の下に「第二十六条第二項の改正規定及び同法」を、「改正規定」の下に「並びに附則

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第二十条第一項の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給については、なお従前の例による。

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十九条第一項の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給については、なお従前の例による。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた附則第四十七条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第一項の規定による医療に必要な費用の負担については、なお従前の例による。

第二十条の規定」を加える。

附則第二十条中「平成十七年十月一日」を「平成十八年一月一日」に改める。

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第百十七条 (略)

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第百十八条 (略)

(罰則の適用に関する経過措置)

第百十九条 (略)

(その他の経過措置の政令への委任)

第百二十条 (略)

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第百十五条 (略)

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第百十六条 (略)

(罰則の適用に関する経過措置)

第百十七条 (略)

(その他の経過措置の政令への委任)

第百十八条 (略)

（平成十七年七月十三日 衆・厚生労働委員会）

障害者自立支援法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 附則第三条第一項に規定する障害者の範囲の検討については、障害者などの福祉に関する他の法律の施行状況を踏まえ、発達障害・難病などを含め、サービスを必要とするすべての障害者が適切に利用できる普遍的な仕組みにするよう検討を行うこと。

二 附則第三条第三項に規定する検討については、就労の支援も含め、障害者の生活の安定を図ることを目的とし、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて、障害者の所得の確保に係る施策の在り方の検討を速やかに開始し、三年以内にその結論を得ること。

三 障害福祉サービス及び自立支援医療の自己負担の上限を決める際の所得の認定に当たっては、障害者自立の観点から、税制及び医療保険において親・子・兄弟の被扶養者でない場合には、生計を一にする世帯の所得ではなく、障害者本人及び配偶者の所得に基づくことも選択可能な仕組みとすること。また、今回設けられる負担軽減の措置が必要な者に確実に適用されるよう、障害者及び障害児の保護者に周知徹底すること。

四 市町村の審査会は、障害者の実情に通じた者が委員として選ばれるようにすること。特に障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましいことを市町村に周知すること。また、市町

村が支給決定を行うに当たっては、障害者の実情がよりよく反映されたものとなるよう、市町村職員による面接調査の結果や福祉サービスの利用に関する意向を十分踏まえるとともに、不服がある場合には都道府県知事に申立てを行い、自ら意見を述べる機会が与えられることを障害者及び障害児の保護者に十分周知すること。

五 国及び地方自治体は、障害者が居住する地域において、円滑にサービスを利用できるように、サービス提供体制の整備を図ることを障害福祉計画に十分に盛り込むとともに、地域生活支援事業として位置付けられる移動支援事業、コミュニケーション支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター事業などについては、障害者の社会参加と自立生活を維持、向上することを目的として、障害福祉計画の中に地域の実情に応じてこれらサービスの数値目標を記載することとするとともに、これらの水準がこれまでの水準を下回らないための十分な予算の確保を図ること。

六 自立支援医療については、医療上の必要性から継続的に相当額医療費負担が発生することを理由に、月ごとの利用者負担の上限を設ける者の範囲については、速やかに検討を進め、施行前において適切に対応するとともに、施行後も必要な見直しを図ること。

自立支援医療のうち、児童の健全育成を目的としたものについては、その趣旨にかんがみ、施行までに利用者負担の適切な水準について十分検討すること。

七 精神病院におけるいわゆる七・二万人の社会的入院患者の解消を図るとともに、それらの者の地域における生活が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。

八 居住支援サービスの実施に当たっては、サービスの質の確保を前提に、障害程度別に入居の振り分けが行われない仕組みや、重度障害者が入居可能なサービス基準の確保、グループホームの事業者の責任においてホームヘルパーの利用を可能とすることなどについて必要な措置を講ずること。

九 良質なサービスを提供する小規模作業所については、新たな障害福祉サービス体系において、その柔軟な機能が発揮出来るよう位置付けるとともに、新たな施設体系への移行がスムーズに行えるよう、必要な措置を講ずること。

十 障害者の虐待防止のための取組み、障害を理由とする差別禁止に係わる取組み、成年後見制度その他障害者の権利擁護のための取組みについて、より実効的なものとなるよう検討し必要な措置を講ずること。

十一 本法の施行状況の定期的な検証に資するため、本委員会の求めに応じ、施行後の状況、検討規定に係る進捗状況について、報告を行うこと。



## 衆議院厚生労働委員会において与党より確認的に行われた質問 及びそれに対する答弁

### 障害者の自立の観点からの利用者負担の個人単位化 (福祉サービスの利用者負担)

問 利用者の負担能力を考える場合、我が国の医療保険制度や介護保険制度では生計を一にする世帯の課税状況などによって判断するのが一般的である。しかしながら、障害者福祉においては、特に障害者の自立という観点から、他制度以上に特別な配慮が必要であると考えられる。障害者自立支援法案の福祉サービスの利用者負担については、定率負担と所得に応じた月毎の負担上限を組み合わせた仕組みとされているが、この月毎の負担上限を決める場合には、一律に親や兄弟、子どもの所得を合わせて考えるのではなく、それぞれの家庭の事情に合わせて障害者やその家族が選択できるようにすることが重要と考える。この点、既に与党から、「障害者と同一の世帯に属する親、兄弟、子どもがいる場合であっても、税制上及び医療保険上、障害者を扶養しないこととしたときは、障害者本人及び配偶者の所得に基づくことも選択できることとする」といった提案がなされているが、政府としてどう考えるか、大臣の见解を問う。

(答)

- 1 従来の支援費制度における費用負担については、障害者本人のみならず、一定の扶養義務者にも負担義務が課されていたが、障害者自立支援法案においては、扶養義務者の負担を廃止し、障害者本人（障害児の場合は保護者）のみを法律上の負担義務者としたところである。
- 2 利用者本人の負担については、世帯単位の所得に応じて負担の限度額を設けることとしているが、経済的な面において世帯の構成員がお互いに支え合うという生活実態があることを踏まえ、介護保険制度などと同様、生計を一にする世帯全体で負担能力を判定することを提案しているところである。
- 3 この点については、障害者の自立という観点から本人の所得のみに基づいた負担上限とすべきとの要望がある一方で、
  - ・生活が一体であるべき配偶者についてまで、親や兄弟と同様に本人とは生活が別なものとして取り扱うことは適当ではないのではないか
  - ・医療保険制度や税制面において、被扶養者などとして事実上の経済的なメリットを受けている場合にまで、障害福祉分野においてのみ特別な取扱いを行うことについて国民のご理解が得られるか疑問があるなどの意見もあり、検討を行ってきたところである。
- 4 今般、与党より、障害者の願いと社会との調和を図るご提案をいただいたところであり、これを検討した結果、ご提案のように、月毎の負担上限を決める場合は、生計を一にする世帯の所得で決定することを原則とするが、障害者と同一の世帯に属する親、兄弟、子どもがいる場合であっても、その親、兄弟、子どもが、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないこととしたときは、障害者本人及び配偶者の所得に基づくことも選択できることとしたい。

問 政府の提案においては、「低所得1」と呼んでいる月額負担上限が1万5千円となる方について、住民税非課税世帯であり、かつ、世帯に属する方全員が一定所得以下であることが要件とされているが、障害者の自立の観点から、また、介護保険制度においても個人単位とされていることとのバランスからいっても、住民税非課税世帯であれば、障害者本人のみが一定所得以下であれば対象となるようにすべきではないか。大臣の見解を問う。

(答)

月額負担上限などを定める際に用いている「低所得1」に該当するか否かについては、低所得世帯の場合、世帯員相互に支え合うといっても限界があること等から、ご提案のように、住民税非課税世帯であれば、障害者本人のみ（障害児の場合は保護者）の所得で判断することとしたい。

### (自立支援医療の利用者負担)

問 障害に係る公費負担医療制度である自立支援医療についても、福祉サービスと同様の問題がある。障害者自立支援法案の自立支援医療の利用者負担については、定率負担と所得に応じた月毎の負担上限を組み合わせた仕組みとされているが、この月毎の負担上限を決める場合には、一律に親や兄弟、子どもの所得を合わせて考えるのではなく、それぞれの家庭の事情に合わせて障害者やその家族が選択できるようにすることがやはり重要である。このため、福祉サービスの利用者負担の月毎の負担上限について、障害者本人と配偶者の所得に基づくことも選択することを認めるのであれば、自立支援医療についても同じように認めるべきではないか。また、自立支援医療は、医療保険の上乗せ給付という考え方ができるので、家族の中でも加入している医療保険が異なれば、別世帯扱いすることも併せて考えるべきではないか。大臣の見解を問う。

(答)

- 1 今般、与党のご提案も踏まえ、福祉サービスについて、月額負担上限を障害者本人及び配偶者の所得に基づくことも選択できることとしたことから、自立支援医療についても、同様の扱いとすることが適切と考えている。
- 2 また、ご指摘のように自立支援医療は、基本的には医療保険の自己負担部分を助成する機能を持っていること、また、医療保険における自己負担の上限額等は同じ医療保険に加入する者を単位として設定していることに着目して、障害者本人と、配偶者を含め家族が加入している医療保険が異なっている場合には、別世帯扱いすることも考えられるところである。
- 3 したがって、月毎の負担上限を決める場合は、障害者本人と同じ医療保険に加入し、生計を一にする世帯の所得で決定することを原則とするが、障害者と同一の世帯に属する親、兄弟、子どもがいる場合であっても、その親、兄弟、子どもが、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないこととしたときは、障害者本人及び配偶者の所得に基づくことも選択できることとしたい。

問 自立支援医療において、「低所得1」と呼んでいる月額負担上限が2,500円となる方について、福祉サービスの場合と同様、住民税非課税世帯であれば、障害者本人のみが一定所得以下であれば対象となるようにすべきではないか。大臣の見解を問う。

(答)

月額負担上限などを定める際に用いている「低所得1」に該当するか否かについては、ご提案のように、福祉サービスと同様、住民税非課税世帯であれば、障害者本人のみの所得で判断することとしたい。

## 低所得者への一層の配慮

問 障害者自立支援法案の福祉サービスの利用者負担については、大臣は再三にわたりきめ細かく低所得者への配慮を講じているとしてきた。確かに、所得に応じた月毎の負担上限額の設定に加え、絶対的な負担額が高くなりやすいグループホームや施設入所者に対して個別の減免措置を講じたり、福祉サービスに係る個別給付全体を対象に生活保護に移行することを防止するための特別減額制度などが講じられている。しかしながら、新制度における負担額がそれなりのものであったとしても、現在の負担との比較においては、負担額の上がる幅が大きいというケースもある。それは、自宅に住んで通所サービスを利用する場合であったり、障害児が入所施設を利用する場合であったり、重度の障害者が長時間のホームヘルプサービスを利用するような場合である。こうしたケースについては、激変緩和という観点から、所得も預貯金等も一定以下の方について、社会福祉法人が減免の措置を行い、その費用の一定割合について公費助成を行う仕組みを設けるべきと考える。また、この制度が単に社会福祉法人の任意の取り組みではなく、こうした措置を必要とする方が確実に利用できるよう、いわば制度的なものとして運用すべきと考えるが、併せて大臣の見解を問う。

(答)

- 1 障害者自立支援法案においては、利用者の方にご負担をお願いするに当たり、きめ細かく配慮することとしてきたが、今般、与党より、負担の上がり幅の大きい方について新たな仕組みのご提案をいただいた。
- 2 負担の上がり幅が大きいとのご指摘をいただいた通所サービス、児童入所施設、長時間サービスを利用する必要がある重度障害者のホームヘルプサービスについては、所得に応じた月額負担上限、生活保護への移行を防止するための特別減額制度などにより配慮しているところであるが、激変緩和の観点から低所得の方にさらにきめ細かく配慮するため、経過措置として一定の低所得の方について定率負担の月額上限額を実質的に半分程度にするような社会福祉法人による減免とそれへの公費助成の仕組みを設けることとしたい。
- 3 今後、減免の内容のほか、対象となるサービス、対象者の所得や預貯金等の基準、公費の助成割合など具体的な内容について、ご提案の趣旨を十分踏まえ、早急に検討してまいりたい。
- 4 また、ご指摘の制度的なものとして運用するための仕組みの在り方についても、地方自治体をはじめ関係者の意見を聴きながら十分検討したい。

問 グループホーム利用者や施設入所者について利用料を個別に減免する仕組みがあるが、これは預貯金等が一定額以下の者を対象とすることとなっている。これをいくりに設定するつもりか。また、現場では、この仕組みを気にして、預貯金等を本人から、家族へ名義を変更するケースもあると聞く。これは将来のトラブルのもとにもなりかねない問題である。預貯金等といっても、目的は様々であり、当面の生活費に充当するための費用と、親亡き後の生活費や施設から地域生活に移行した後の生活費など将来のための費用とでは性格が異なると思われる。このため、両者を区別して、障害者の将来の暮らしの安心の観点から、障害者本人を受取人として設定された信託等は、個別減免や社会福祉法人減免の対象者を定める際の「預貯金等」には含めないこととすべきではないか。大臣の見解を問う。

(答)

- 1 グループホーム利用者や施設入所者については、所得や預貯金等の個別の事情に応じて減額する措置を設けることとしている。
- 2 この預貯金等の額については、定率負担分について公費で賄う基準であることを考慮すると、納税者である国民の生活実態と比較し、国民のご理解が得られる水準とすることが必要であると考えており、低所得で同様の生活水準にある世帯の貯蓄水準やマル優などにおける低所得者の方への配慮措置の水準等を踏まえて検討を進めてきた結果、具体的な水準を350万円としたいと考えている。
- 3 さらに、ご指摘のとおり、障害者の暮らしの安心や障害者の自立のために将来の生活費として障害者本人のために設定された一定の範囲の信託等については、個別減免の基準における「預貯金等」には含めないで考えることとしたい。

## 就労支援関係の利用者負担

問 雇用型の就労継続支援事業については、他の福祉サービスと異なり、事業所と障害者が福祉サービスの提供に係る契約を交わすと同時に、一般企業が障害者を雇用する場合と同様、事業の実施主体と障害者との間に雇用関係があるという特別な事情がある。こうした点に着目すれば、雇用型の就労継続支援事業については、いわば福利厚生のような位置づけで、事業主の負担により利用者負担を減免することを認めるべきである。これまでに、検討する旨の答弁があったが、是非とも実施すべきと考える。大臣の見解如何。

(答)

雇用型の就労継続支援事業については、他の福祉サービスと異なり、事業者と利用者が雇用関係にあること等から、事業者の判断で事業者の負担により利用料を減免出来る仕組みを導入してまいりたい。

問 雇用型の就労継続支援事業以外にも就労支援の通所サービスがあるが、さきほど導入を言明された社会福祉法人減免の仕組みの対象に、就労支援の通所サービスは当然含まれるものとするが、大臣の見解如何。

(答)

- 1 さきほどお答えしたとおり、負担の上がり幅が大きいとのご指摘をいただいた通所サービス、児童入所施設、重度障害者のホームヘルプサービスについては、所得に応じた月額負担上限、生活保護への移行を防止するための特別減額制度などにより配慮しているところであるが、激変緩和の観点から低所得の方にさらにきめ細かく配慮するため、経過措置として一定の低所得の方について定率負担の月額上限額を実質的に半分程度にするような社会福祉法人による減免とそれへの公費助成の仕組みを設けることとしたいと考えている。
- 2 ご指摘のとおり、就労支援の通所サービスは当然他の通所サービスと同様に考えるべきものであり、今後、減免の内容のほか、対象となるサービス、対象者の所得や預貯金等の基準、公費の助成割合など具体的な内容について早急に検討してまいりたい。

## 福祉サービスの利用手続き

問 福祉サービスの利用手続きについては、障害者の実情やサービス利用の意向が適切に反映されることが重要である。障害者自立支援法案において、市町村が支給決定の際、障害程度区分や障害者のサービス利用意向を勘案することとされているが、障害程度区分を審査判定するのは、市町村に置かれる審査会の委員である。この審査会の委員は障害保健福祉の有識者から市町村長が任命するものであるが、障害者の実情をよりよく反映した審査を行うという観点から、障害保健福祉の有識者であって中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましいことを市町村に周知徹底すべきとするが、大臣の見解如何。

(答)

- 1 市町村の審査会の委員は、
  - ① 障害者の心身の状態に関し、専門的な見地から客観的な判定を行うとともに、
  - ② 市町村が作成した支給決定案の合理性・公平性について意見を述べることを業務とするものであり、その委員については、障害者の保健福祉に関する専門的な知見を有し、中立・公正な立場であることが求められる。
- 2 これに加え、審査会の委員については、障害者の実情に理解のある方が委員となることが望ましいことから、ご指摘のとおり、障害保健福祉の有識者であって中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましいことを、市町村に助言してまいりたい。

## 福祉サービス体系の基準の在り方

問 今回の改正においては、障害者の就労支援に力が入れているが、障害者のおかれた状況や、心身の状態は多様である。既存の事業において相当長期間にわたり活動を行ってきた中高年の障害者などの中には、介護の必要度は低くても、訓練、就労支援関連の事業になじまない者もいる。一方、就労支援以外の通所サービスの中心となる「生活

介護事業」は、常時介護の必要な障害者が対象となっており、新たな体系に移行した場合、こうした訓練、就労支援関連の事業になじまない障害者が現在利用している施設から他の施設に移らなくてはなくなる可能性がある。このため、生活介護事業の対象者について、年齢といった単純な介護の必要度以外の要素を考慮すべきと考えるが、大臣の見解如何。

(答)

- 1 障害者自立支援法案においては、施設・事業の体系を見直し、それぞれの施設や事業の持つ「機能」に着目して再編し、それぞれの障害者に合った個別の支援を実現したいと考えている。
- 2 この中で、一つの事業として生活介護事業を創設することとしているが、これは常時介護の必要な障害者に対して、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などのサービスを提供する事業である。
- 3 生活介護事業を含めた新たなサービスの具体的な基準については、今後検討することとしているが、障害者に対して一人ひとりに合ったより適切な支援を行うという観点から、ご指摘を踏まえ、生活介護事業の対象者については、介護の必要度合いと年齢を組み合わせる方向で、十分検討してまいりたい。

問 今回、グループホームのほかに介護の必要な障害者を対象にケアホームが新たに設けられるが、地域においては、既に障害の程度の異なる障害者がグループホームに同居している実態がある。法案の第二条にあるように、障害者が自ら選択した場所に住めるようにしていくという観点からは、グループホームの対象者とケアホームの対象者について、それぞれに適切なサービスが提供される体制の確保を前提に、同居を可能とすべきと考えるが、大臣の見解如何。

(答)

- 1 障害者自立支援法案においては、支援が必要な方に対し、それぞれの状態にふさわしい支援を行っていく観点から、現在のグループホームを
  - ① 介護が必要な方を対象とする「ケアホーム」と
  - ② 就労をしている方等を対象とする「グループホーム」に分けることとしている。
- 2 現在の知的障害者グループホームについては、重度の障害のある方が入居していることに着目した単価が設けられているものの、人員配置が義務づけられていないことから、グループホーム以外の外部の事業者から責任関係が曖昧なままサービスが提供されるといったケースも見られており、今回の改正で見直しが必要であると考えている。
- 3 他方、ご指摘のように現に様々な障害の程度の方々が同居している実態があることから、事業者が責任を持って、利用される方それぞれの状態にふさわしいサービスを提供するということを前提に、グループホームの対象者とケアホームの対象者が一つの住宅等に同居できることとし、その具体的な条件については、関係者の意見も聴きながら検討してまいりたい。

問 障害者の地域生活支援を考える場合には、重度の障害者が地域で暮らせるような環境を整備していくことが重要である。障害者の完全参加と平等を謳った昭和56年の「国際障害者年」以降、障害者が地域で普通に暮らすことが重要なテーマとなり、支援費によって道が開かれたが、まだ一部の地域に限られたものにとどまっている。こうした地域生活支援の流れを、障害者自立支援法案によって、全国的に展開していくためには、ひとり暮らしの重度の障害者であっても必要なサービスが確保されるよう、重度障害者等包括支援などのサービスの内容や国庫負担基準を適切に設定する必要があると考えるが、大臣の見解如何。

(答)

- 1 障害者自立支援法案においては、支援の必要度を総合的に表す障害程度区分を設定するとともに、特に重度の障害のある方については、地域で暮らしていくことができるよう「重度障害者等包括支援」や「重度訪問介護」といった新たな給付類型を創設することとしている。
- 2 現在、地域で暮らす重度の障害のある方の状況は、地域によって、また、家族が居るかどうかなどによってサービス利用に大きなばらつきがあると認識している。
- 3 こうした状況も踏まえ、ご指摘のように重度障害者等包括支援などのサービスの内容や国庫負担基準については、重度の障害のある方の心身の状況、他制度のサービスも含めたサービスの利用の実態等を把握した上で、適切な水準となるよう、十分検討してまいりたい。

## 基盤整備など18年度予算対応

問 ホームヘルプサービスなどの個別給付に加え、障害者を支える重要な事業が地域生活支援事業である。地域生活支援事業には、障害者にとってサービス利用の手続きについて便宜を図ったり権利擁護の中核となる相談支援事業や障害者の社会参加を進めていく上で柔軟な利用が認められることが期待される移動支援事業、手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援、小規模作業所を含め様々な日中活動の拠点となる地域活動支援センターなど、障害者の生活を支える上で不可欠な数々の重要な事業が含まれている。これらの事業は市町村が必ず取り組むべき事業とされているが、こうした地域生活支援事業に盛り込まれた事業が、地域のニーズを踏まえ、市町村が確実に実施できるよう、必要な財源の確保を図ることが極めて重要と考えるが、大臣の見解如何。

(答)

- 1 障害者自立支援法案においては、地理的条件や社会資源の状況といった地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業を「地域生活支援事業」として法定化したところである。
- 2 この地域生活支援事業に盛り込まれた、相談支援、手話通訳等のコミュニケーション支援、日常生活用具、移動支援、地域活動支援センターといった事業については、ご指摘のように障害者の地域生活支援のために必要不可欠なものと考えており、法案においても、市町村が必ず実施しなければならない義務的な事業としたところである。

- 3 また、地域生活支援事業が、地域の実情に応じて確実に実施できるよう、これらの事業の実施に関する事項を市町村等の障害福祉計画に盛り込むこととし、その費用について、国、都道府県が補助することができることとしている。
- 4 このため、地域生活支援事業の実施に必要な予算の確保については、平成18年度の予算編成における最重点事項の一つとして、最大限努力してまいりたい。

問 障害者の地域生活支援を進めるためには、各地にサービス基盤を整備することが重要であるが、現時点では不十分と言わざるを得ない。今後、障害者が身近なところで福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの基盤を早急に整備しなければならないと考えるが、大臣の見解如何。

(答)

- 1 障害者の方々が地域で暮らすためには、様々な障害福祉サービスの基盤整備を進めていくことが必要であると考えている。
- 2 そのため、今般の障害者自立支援法案においては、市町村等に必要なサービス量の見込み量を定めた障害福祉計画の策定を義務付け、計画的なサービス提供体制の整備を図ることとしている。
- 3 国としても、基盤整備の推進を図る観点から、既存の社会資源を有効に活用できるよう必要な規制緩和を行い、より身近な場所でサービスが提供できる仕組みを構築するとともに、市町村等の障害福祉計画を踏まえ、障害者プランの見直しを行いたいと考えている。
- 4 先に閣議決定された骨太方針2005においては、「地域における就労・生活支援のためのハード・ソフトの基盤を速やかかつ計画的に充実強化する」としたところであり、地域生活支援事業とともに、必要な予算の確保に向けて最大限努力してまいりたい。

## 自立支援医療の利用者負担

問 精神障害者の社会復帰を支える精神通院公費負担医療制度については、障害者自立支援法案において自立支援医療として再編されるが、その趣旨目的が変わるわけではなく、低所得の方や医療費負担の重い方に重点化しながらしっかりと継続していくことが重要である。障害により高額な医療費が継続的に発生し家計に重い負担がかかる人は、「重度かつ継続」として月毎の負担上限が設定されるが、この「重度かつ継続」の範囲については、現在示されている統合失調症など3つの疾病に限らず、早急に検討を進め、その結果に基づいて、可能な疾病については施行までに対象範囲に含めるべきと考えるが、大臣の見解如何。

(答)

- 1 ご指摘の精神通院公費負担医療制度については、精神障害の適正な医療を普及する役割を担ってきており、この趣旨・目的は自立支援医療に位置づけられても変わらないと考えている。



- 2 自立支援医療における「重度かつ継続」とは、医療上の必要性から、継続的に相当額の医療費負担が発生する方について、一定の負担能力がある場合にも、月の負担額に上限を設ける措置である。
- 3 「重度かつ継続」の対象となる疾患については、当面、精神通院医療については、統合失調症、狭義の躁うつ病及び難治性てんかんを対象とすることとしている。
- 4 この3疾患については、「重度かつ継続」の範囲として狭すぎる又は広すぎる双方の意見があることから、その範囲を明確にするため、去る6月22日に「自立支援医療制度運営調査検討会」を発足させ、検討を開始したところである。
- 5 この検討会においては、「重度かつ継続」の範囲についてデータに基づいてご議論いただくこととしており、厚生労働省としては結論を得たものから順次対応したいと考えている。
- 6 特に精神通院医療の「重度かつ継続」に関する当面の結論については、ご指摘を踏まえ、地方自治体の新制度施行における準備も考え、夏の間結論を得て、適切に実施してまいりたい。

問 育成医療については、障害児の健全育成の観点からも必要な仕組みであり、しっかりと維持する必要がある。今回の見直しにおいては、経過措置があるとはいえ心臓病のお子さんのいる家庭などにおいては、負担の上がり幅の大きいケースがある。障害児の健全育成と激変緩和の観点からも、一層の負担軽減措置を検討すべきと考えるが、大臣の見解如何。

(答)

- 1 育成医療は、障害のあるお子さんが健やかに育つよう、その障害の軽減等を図るために必要な医療を提供するものであり、他の障害に係る公費負担医療とのバランスも考えながら、その維持を図ることが必要と考えている。
- 2 特に育成医療については、対象となる方には若い世帯が多いことから、高額な医療を受けた場合でも医療機関窓口での支払額が高額にならないよう、激変緩和の経過措置を設け、健全育成の観点から、大人を対象とした更生医療以上の工夫を盛り込んだところである。
- 3 更なる負担軽減については、全体のバランスもあり難しい面があるが、ご指摘を踏まえ、激変緩和の観点から何ができるか、さらに検討してまいりたい。

問 障害者の中には、福祉サービスと医療サービス双方を必要とする障害者も少なくないと考え。このような障害者の負担が過大にならないよう、医療保険改革において、医療保険の給付と介護保険の給付の自己負担の合算額が著しく高額になる場合の負担の軽減を図る仕組みについて実現を図った上で、別途幅広く必要な措置について検討すべきと考えるが、大臣の見解如何。

(答)

ご指摘を踏まえ、検討してまいりたい。

## 6月9日全国会議へ提出された質問事項（制度改正関係）について

（注）6月9日の全国会議に地方自治体から提出された主な質問事項（制度改正関係）について、整理したもの。

分類	質問の内容	現段階の考え方
自立支援医療	<p>① 重度かつ継続の判断は現行の診断書で行うのか。</p> <p>② 有効期間は1年とあるが所得の見直しは必ず7月に行うのか。</p> <p>③ 旧更生医療と旧精神通院公費等、複数の種類の自立支援医療を受ける場合、受給者証は一つとなるのか。</p> <p>④ 多数該当について、月によって該当・非該当の変動が生じると考えられるが、その都度所得の認定変更を行なうのか。</p> <p>⑤ 医療機関の指定は医療機関名だけではなく、医療の種類（診療科目）も指定の対象となるのか。</p> <p>⑥ みなし指定となる医療機関について、本指定の際、再度指定申請書類の提出をさせるのか。</p> <p>⑦ 旧精神通院公費の患者票の本人交付について、市町村の事務負担軽減のため、みなし支給認定のものに限って、県から本人に直接交付を行なってよいか。</p> <p>⑧ 医療機関と薬局とはそれぞれ別々の受給者証を発行することとなるのか。</p>	<p>① 「重度かつ継続」であるか否かを判断するための書類については、現行診断書に必要事項を付記するのか、別途のものとするのか現在検討中である。</p> <p>② 現行の更生・育成医療においては、毎年7月に所得の再認定を行っているが、自立支援医療においては、有効期間が一律に1年以内となることから、更新の際に所得の確認も行うこととなるため、毎年特定の時期に一斉に所得の再確認を行う必要はない。（3月18日課長会議資料P82, 83参照）</p> <p>③ 受給者証は医療の種類ごとの様式を今後お示しする予定であるが、一人の受給者が複数の種類の医療を受ける場合は、種類ごとに受給者証を発行することとなる。</p> <p>④ いったん多数該当として「重度かつ継続」に認定されれば、当該有効期間の間は「重度かつ継続」の負担上限額を適用する方向で検討中である。</p> <p>⑤ 現行制度と同様、更生医療・育成医療については診療科目も指定するが、精神通院医療については、診療科目は指定しない方向で検討中である。</p> <p>⑥ お見込みのとおり。</p> <p>⑦ 新制度下での精神通院医療に係る受給者証については、住民に身近な市町村が受給者の情報を把握するため、みなし認定分を含め、申請時と同様に、市町村を経由して行っていただくことを予定している。</p> <p>⑧ 一枚の受給者証を発行し、医療機関、薬局ともそれぞれの名称をその受給者証に記載していただく予定である。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
自立支援医療	<p>⑨ 法施行直後に更新が必要な者については、みなし支給認定と新法下における更新を同時に行なえないか。</p> <p>⑩ 法施行時までみなし支給認定や利用者負担の見直しを行うことができなかった者についてはどのような扱いとすればよいのか。</p> <p>⑪ 生活保護を受けている者が、途中で保護廃止となった場合、利用者負担の認定変更はその時点でおこなうのか。</p> <p>⑫ 旧更生医療では入院と入院外の徴収月額が別々に設定されているが、新法に移行した場合の上限額は入院、入院外を併せて管理することとなるのか。 また、入院と入院外で受給者証は別々のものを発行するのか。</p> <p>⑬ 旧精神通院公費については、審査会の審査を経て承認しているが、みなし認定についても審査会の審査は必要となるのか</p>	<p>⑨ 原則としては、みなし支給認定の手続きと、その期限が過ぎた後の、新法による支給認定の手続きは、それぞれ別個に行うべきものと考えられるが、みなし認定の有効期間が短く、かつ、引き続き新法による支給認定が必要な状態に変化が見込まれない場合には、同時に行っても差し支えない。</p> <p>⑩ 施行日までにみなし支給認定手続きを行う必要があるが、施行日までに申請があったものについて、支給認定が施行日を過ぎた場合には、その効力は施行日まで遡及することとして差し支えない。</p> <p>⑪ ご指摘の場合には、受給者から変更の届出が必要となり、負担上限額の変更を行うこととなる。</p> <p>⑫ 負担上限額の管理にあたっては、入院に係る費用も通院に係る費用も合算して上限額管理を行うこととなり、受給者証も同一のものを交付する。</p> <p>⑬ 現行と同様、審査会の審査は必須ではないが、必要に応じて審査会の審査を行っていただくことは可能である。</p>
新支給決定手続き	<p>① 現在、既に支援費に基づき施設入所の決定を受けている者については、新支給決定に係る障害程度区分の認定を受ける必要がないということで良いのか。</p> <p>② 精神の居宅サービスについても、18年1月から利用者負担が変更となるのか。また、精神については、現行支給決定制度がないがどのように取り扱うのか。</p> <p>③ 認定調査員等の研修の経費については助成はないのか。</p>	<p>① 18年9月末において、現に支援費の決定に基づき施設に入所している者で、10月以降引き続き入所している者については、新支給決定を受けなくても、現に受けている支給決定に係るサービスの支給を受けることができる経過措置を設けている。</p> <p>② 利用者負担については18年1月より1割負担となる。 また、精神の居宅サービスについては、法律上「みなし支給決定」という仕組みがないので、18年1月までに自立支援法に基づく新しい支給決定を行っていただくことになるが、施行が円滑に行われるような方策を検討しているところ。</p> <p>③ 都道府県が実施する認定調査員等の研修については国庫補助（二分の一）を予定している。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
利用者負担	<p>① グループホーム利用者の費用尺度について、6.6万円の数字の根拠は何か。 また、これまでの資料では6.6万円の内訳が示されていたが、今回の資料で内訳を示していないのはなぜか。</p> <p>② 自県内のグループホームに入所している、障害年金2級受給のみの者については、前回資料に示されている費用内訳以上に食費等の負担が生じるが、利用者負担の改正に加え、地域生活支援事業のサービスを受けるとなれば更なる負担が生じる状況にあり、十分考慮してほしい。</p> <p>③ 6月9日全国課長会議資料1のP14について、低所得者に対する通所施設の食費の人件費部分については、どのような形で支払われるのか。</p> <p>④ 6月9日全国課長会議資料1のP22の就労継続支援について、事業主が負担して減免が行われる場合について、障害者雇用調整金が支給されているケースが挙げられているが、なぜなのか。</p> <p>⑤ 個別減免した場合の国・県・市町村の負担割合はどうか。</p>	<p>① 6.6万円というのは障害年金2級をイメージしているが、グループホームで生活する障害年金2級のみの者については、利用者負担が非常に厳しいということから、今回の利用者負担については新たな負担をいただかないということにしている。6.6万円を超える収入を超えた場合については、一定の割合により負担頂くとということにしている。 従来、この個別減免の基準となる費用尺度のうちの居住費については、内訳で示した額を上限とし、実際の支出額がその内訳よりも少ない場合には、その少ない額を費用尺度とすることも検討していたが、より簡便でわかりやすくするため、実際の支出額にかかわらず、6.6万円を費用尺度とすることとしたものであり、この取扱いの方が利用者にとって有利になるものと考えている。</p> <p>② グループホームの個別減免については、一定額以上の預貯金がない場合については、障害基礎年金2級（月額6.6万円）のみの収入で生活する方が、新たに定率負担を負担することにより、生活できなくなることがないように、定率負担がゼロとなるよう設定しているところであり、障害者の収入が6.6万円以下の場合、定率負担は生じない。その場合、6.6万円の中で食費やその他生活費を賄うこととなる。 なお、自治体によっては、家賃が高くて6.6万円では生活ができないという意見もあるが、このことについては、地域格差があることは承知しているが、全国一本の制度であり、基準は統一せざるを得ないと考えている。 なお、自治体が行っている家賃補助については、それは全額家賃に充当されるので、収入として認定しないこととしている。</p> <p>③ 報酬として施設に支払われる。（法定代理受領）</p> <p>④ 事業者減免は事業主による判断となるが、障害者雇用調整金が支給されていること等も考慮して、減免措置を行うことを可能としたものである。</p> <p>⑤ 減免した部分は給付を行うことになるが、この給付についての負担は通常の給付と同様、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となる。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
利用者負担	<p>⑥ 収入認定の基準となる6.6万円や2.5万円は生保基準より低いが生活保護世帯とそれ以外の世帯との逆転現象は起きないのか。</p> <p>⑦ 補足給付については利用者の医療費を考慮して決めることになるのか。</p> <p>⑧ 施設の相互利用制度における18年1月以降の利用者負担額については施設サービスの取り扱いに準ずるとかんがえてよいか。</p> <p>⑨ 入所施設の個別減免を行なう場合、成年後見人制度にかかる費用も考慮する必要があると考えるがどうか。</p>	<p>⑥ 生活保護の場合は、資産等がないこと、扶養義務がないこと等が受給の前提となっていること等、収入面だけではなく、他に負担能力が全くないことが求められているが、本制度においては預貯金についても350万円まで保持してもよいこととしているので、必ずしも生活保護と同じ考え方をとっているわけではない。ちなみにその他生活費2.5万円というのは家計調査で把握した最小限必要とされる1人当たりの金額であり、低所得者とのバランスも考慮している。</p> <p>⑦ 補足給付については20歳以上と20歳未満で異なるが、医療費は在宅で暮らす者との均衡からその他生活費に含まれており、医療費を別枠で考慮して補足給付を出すということではない。</p> <p>⑧ 利用者負担額については、サービスにかかる費用の1割をご負担いただくこととしており、相互利用の場合であっても、同様の取り扱いである。</p> <p>⑨ 個別減免を行う際に収入から控除する必要経費は、税、医療保険の保険料としており、成年後見人制度にかかる費用を控除することとはしていない。なお、知的障害者及び精神障害者の成年後見制度利用への支援については、平成18年度予算に向けて、今後、具体的なあり方等について検討することとしている。</p>
事業体系・サービス内容（現行を含む）	<p>① 新体系サービスの施設において、身体障害者デイサービス事業と知的障害者デイサービス事業の相互利用、地域生活支援事業の相互利用並びに65歳未満の身体障害者による介護保険法の指定通所介護事業所及び指定短期入所生活介護事業の利用について、障害者自立支援法上どうなるのか。</p> <p>② 障害者自立支援法上、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る旧体系の授産施設の相互利用制度についてはどうなるのか。</p>	<p>① 障害者自立支援法における新しい事業体系については、サービスの対象者を障害種別により限定するものではなく、サービスの内容・目的・性格といった「機能」に着目し、今までの事業体系とは全く異なる再編を行うものである。 したがって、今後、各サービスにおいては、障害種別にかかわらず、共通の制度により提供することとなり、具体的には、一つの施設において異なる障害を持つ人にサービス提供することが可能となることから、現行の相互利用制度は、新しい事業体系の中で普遍化されることとなる。（なお、事業者においては、専門とする障害種別を明らかにするなど一つの障害種別に係るサービス提供も可能） なお、障害者自立支援法に定める障害者が介護保険法による指定事業所を利用する場合の取扱いについては、今後、関係部局と検討してまいりたい。</p> <p>② 旧体系施設については、身体障害者、知的障害者、精神障害者がそれぞれ、異なる障害種別を利用できる制度は引き続き行う方向で検討を進めているが、具体的な方法については、現在検討中であり、サービスの基準や報酬の見直しと併せて速やかにお示ししたいと考えている。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
指定・運営基準、報酬	<p>① 訓練等給付については、一定期間満了すれば原則更新しないとするが、成果が上がらなかった者については、もう1度別の訓練等給付を支給決定するのか、あるいは以降は支給決定自体を行わないこととなるのか。</p> <p>また、訓練等給付の一つである、共同生活援助については、何が成果の判断基準となるのか。効果が上がらなければ住まいの場自体を失いかねないと考えられるがどうか。</p>	<p>① 訓練等給付に係る支給決定の更新については、原則として行わないこととしているが、訓練終了時に行う個別プログラムに基づく訓練結果を評価した上で、その結果、</p> <p>(1) 訓練により一定の改善が見られ、</p> <p>(2) 給付の継続により、更なる成果が期待できる</p> <p>ようなケースについては、訓練期間を延長することがあり、現時点におけるイメージとしては、追加訓練期間等を明示した個別支援計画を作成し、支給決定の更新を行うこととしている。(H17.4.28全国課長会議で提示済)</p> <p>共同生活援助は、自立訓練や就労移行支援とは異なり、サービス提供期間は限定せず、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者を対象に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービスである。</p> <p>さらに</p> <p>(1) 利用者ごとに、個別支援に関するプログラムを作成し、当該プログラムに沿ったサービスを提供すること</p> <p>(2) プログラムの作成や継続的な評価を行う責任者を配置すること</p> <p>など、より個々の利用者の特性に応じた適切な支援が行われるよう、提供するサービスの質の向上を図ることに重点を置いて、現行制度を見直していくこととしており、具体的なサービスの評価方法については、今後、関係者の意見を伺いながら、検討してまいりたい。</p>
事業者指定	<p>① 現行の身体・知的障害者デイサービスの指定を受けている事業所について、18年1月以降は、身体・知的それぞれで指定を受けるのか。それとも3障害のデイサービスとして指定を受けるのか。3障害で指定を受ける場合、例えば、現行身体で指定を受けている事業所について、精神障害者のサービス受給希望に対して、応諾しなければならないのか。</p> <p>② 事業所のみなし指定事務はどのような事務を想定しているのか。また、公示も行なうのか。</p>	<p>① 現行支援費制度で指定を受けている身体障害者デイサービス及び知的障害者デイサービス事業所は、18年1月に新法に基づく障害者デイサービス事業所としてみなし指定される。この場合、新法では3障害を統合しているため、制度上は、3障害を対象としたデイサービスを行う事業所として指定を受けたこととなる。</p> <p>ただし、応諾義務については、制度上は3障害の区別はしていないが、一方ではサービス提供に係る専門性を認めてもいいのではないかと考えており、また現在、障害種別毎にサービスを提供している状況も踏まえ、制度施行当初においては、他の障害種別からの受給希望に対しては、応諾しないことも認める方向で検討中である。</p> <p>② 事業者のみなし指定は、法律上何らの手続なしに指定の効果が生ずるものであるが(精神保健福祉法上の居宅支援事業者については、現行において指定制度がなく届出制度であるため、省令でみなし指定の範囲、手続を定める。)、障害者自立支援法第51条の規定に基づく指定事業者の公示を行う必要がある。これらの点も含めてみなし指定に係る具体的な事務処理方法は現在検討中であり、できるだけ早期にお示ししたい。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
事業者指定	<p>③ 事業者のみなし指定について、現在は事業者番号を法別・サービス別に設定しているが、新しく設定することとなるのか。また、WAMネットに台帳システムがあるがそのシステムとの関係はどうなるのか。</p> <p>④ 事業者指定について、大都市特例はどうなるのか。</p> <p>⑤ 施設の設置届についても、都道府県に一本化されるのか。</p>	<p>③ 平成18年10月の新体系移行までの間は、指定障害福祉サービス事業者の事業者番号については、都道府県及び市町村のシステム改修等に係る負担軽減を図る観点から、基本的に現行支援費制度における事業者番号の桁数や付番ルールによることとし、みなし指定事業者にあつては、原則として平成18年9月以前までは支援費制度での事業者番号を引き継ぐ方向で考えている。 WAMネットにおける支援費事業者情報については、上記の措置等により、円滑に新法に対応したものとなるよう、運営主体である独立行政法人社会福祉・医療機構と調整していく予定である。</p> <p>④ 18年1月から9月までの間においては、大都市特例に基づき、現行支援費制度において指定を行っている都道府県・政令市・中核市がこれまでどおり指定を行い、18年10月以降においては、大都市特例を廃止し都道府県に一本化することとしている。 なお、精神保健福祉法上の居宅支援事業者については、現行において指定制度がなく届出制度であるため、みなし指定を含めた18年1月から9月までの間の指定の主体等については、現在検討中であり、今後お示ししたいと考えている。</p> <p>⑤ 国、都道府県及び市町村以外の者が障害者支援施設の設置する場合の届出等については、社会福祉法に定めるところにより行うこととしており（法第83条第4項）、社会福祉法における大都市特例の取扱いに基づき、現行支援費制度における施設と同様、政令市・中核市が届出・指導監督等を所管する方向で検討している。</p>
費用負担	<p>① 自立支援給付に係る国庫負担金は国から県・市町村に直接交付されると考えてよいか。</p> <p>② 従前の例により運営する精神障害者社会復帰施設については、18年10月から現行運営費補助が基本的に90/100相当と理解しているがどうか。</p>	<p>① 障害福祉サービスに係る自立支援給付費の国庫負担金は、国から市町村に直接交付される。また、自立支援医療に係る自立支援給付費の国庫負担金についても、国から都道府県又は市町村に直接交付される。</p> <p>② 精神障害者社会復帰施設については、平成18年10月から新体系への移行が始まるが、平成24年3月31日までの経過措置期間中における現行の精神障害者社会復帰施設運営費補助金の詳細な内容については、平成18年度概算要求において検討していく。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
補装具	<p>① 補装具の利用者負担について、負担上限額、介護給付費等の利用者負担額との合算による給付についてはどうなるのか。</p>	<p>① 18年10月以降については、要した費用の一割負担となる。また、所得に応じて上限額を設定する予定である。          なお、負担上限額については検討中である。          また、合算については、介護給付・訓練等給付と、自立支援医療、補装具は別の制度であるので、補装具と介護給付・訓練等給付との合算は行わない。</p>
地域生活支援事業	<p>① 地域生活支援事業は市町村の判断とされているが、障害程度に応じたサービス標準類型や利用者負担額の考え方について国で何か基準を示す予定はあるのか。          また、相談事業については無料と聞いているが、その他はどうなるのか。</p> <p>② 福祉ホームについて、地域生活支援事業に移行する場合、福祉ホームの入所の決定等、援護の実施者はどこが行なうこととなるのか。また、運営費基準は、1箇所当たりになるのか、人員あたりとなるのか。</p>	<p>① 基本的には地域生活支援事業は実施する自治体の裁量をもって弾力的に運用されるということとなり、利用者負担についてもその方向で検討中であるが、具体的にサービス内容をどのように設定するか等については、今後検討してお示しすることとなる。</p> <p>② 福祉ホームについては、18年10月以降は原則として市町村の地域生活支援事業の一環として実施することとなる。          なお、運営費基準については、今後予算編成課程の中で検討することとしている。</p>
審査支払システム	<p>① 審査支払システムについて、19年10月運用開始とあるが、なぜ法の施行に合わせた早期の対応ができないのか。</p>	<p>① 国保連の支払いシステムの構築に向けて準備を進めているところであるが、現在、各々の自治体などで個々に運用されている事務処理方式について全国統一となる標準方式の検討を行い、平成18年10月にスタートする新たな施設・事業体系に沿った報酬体系が決まってから、本格的なシステム開発が行えるようになるため、相当な期間を要することなどから、平成19年10月からの運用することとしている。</p>
その他	<p>① 市町村審査会、介護給付等不服審査会の定数については、条例で定める必要がある。介護保険導入時には、定数を定める条例の準則を示されたが、今回も同様に準則が示されるのか。示されるとしてそれはいつ頃になるのか。</p> <p>② 障害福祉サービス関係の周知用リーフレットやポスターの作成予定はあるか。</p>	<p>① 市町村審査会の定数を定める条例及び障害者介護給付費等不服審査会の設置条例については、本年の11～12月議会への条例案提出のための準備作業に間に合う時期に参考例をお示ししたいと考えている。</p> <p>② 法案の成立後できるだけ早い時期に、障害者自立支援法の周知用リーフレットを作成し、地方自治体等に配布したいと考えている。</p>